

# 大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

藤原和

二 東京大学法学部法制史資料室蔵 大坂町奉行吟味伺書(承前)

6 文久二年十一月 当時無宿辰五郎外四人、盜并かたり、或者諸荷持運送方引請、右品之内抜取、又者御構場江立入、入牢之上下宿所預中、番人共油断之透を考、逃去候もの一件

(表紙)

「文久二戊十一月十六日差出、十二月廿三日差図、同月廿八日

承付(朱書)

一 盜并かたり

一 諸荷物運送方引請、右品之内抜取

御構場江立入々牢之上

一件吟味伺書

一下宿所預中、番人共油断之透を考、逃去候者

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候  
戊十二月廿三日

鳥居越前守

当時無宿髮結の辰五郎外四人、盜并かたり、或諸荷物運送方引請、右品之内抜取、又者御構場江立入、入牢之上下宿所預中、番人共油断之透を考、逃去候もの一件吟味仕候趣、左之通御座候

当時無宿

髮結の

当九月十四日入牢

辰五郎

戊廿壹歳

〔黄紙下ケ札〕

「此辰五郎儀、不行跡ニ而親元致欠落、無宿相成候後、從弟熊次郎方江立越、同人母・此者叔母くら江金錢貸呉候様無心申掛候、度々及断候をも不聞入、理不尽ニ手元ニ有之右品持退掛候付、同人引留候を手強ニ振放し、又者可致打擲杯申威、拳を振上ケ候ニ恐、くら儀表口江逃出候跡ニ而右品々持退、然而已ならず猶又熊次郎方江立越候節、家内ニ人不居合候迎、押入之内ニ有之メリ無之箆箭引出之内ニ人有之品盜取候段、叔母江対し不敬之至、不届ニ付、入墨之上重追放可申付候哉」

〔附札〕

「此辰五郎儀、伺之通

入墨之上重追放

可被申付候」

右之者吟味仕候処、橋通八丁目讃岐屋勘助同居悴ニ候得共、不行跡ニ而先達而親元欠落いたし、無宿ニ相成、所々立廻候内、追々身分不詰相成候付、去酉九月十日親類御池通三丁目明石屋熊次郎方江立越、同人同居

母・此もの叔母くら江難涉ニ而難給続候間、金錢貸呉候様無心申掛候処及断候付、左候ハ、何品ニ而も不苦候間、貸呉候様申之、矢庭ニ手元ニ有之候鏡壹面持退掛候処、くら儀不承知之由申之、引留候付、手強ニ振放、其儘持去、同月十六日又候熊次郎方江罷越候処、同人留守中ニ而くら老人在宿いたし候付、前同様無心申掛及断候をも不聞入、手元ニ有之候物数ニ言品持退掛候処、是又引留候付、不承知ニ候ハ、可及打擲旨申威し、拳を振上ケ候ニ恐、表口江逃出候内、右品理不尽ニ持退、同十月八日再三熊次郎方江罷越候処、家内ニ人不居合候付、押入之内ニ有之候メリ無之箆箭引出之内ニ有之候衣類物数五品盜取、

〔朱書〕

「右熊次郎儀、其節々本文之趣訴出申口符合仕候」

儲成品之由申偽、鏡者兼而知人南堀江三丁目播磨屋清吉相頼、同人置主、同町大和屋勇助判組を以、質屋御池通四丁目大坂屋重兵衛方江代金壹分式朱、四品者同所老丁目京屋新兵衛相頼、同人置主、橋通老丁目和泉

屋定吉判組を以、質屋右御池通壺丁目薩磨屋松兵衛方  
江代金壺両式朱与錢八拾文、四品者北堀江壺丁目境屋  
弥助相頼、同人置主、新堀町山崎屋伊兵衛判組を以、  
質屋長堀平右衛門町三谷屋善七方江代金三兩三分之質  
物ニ差入貰、右代金錢当座ニ遣ひ捨、所々ニ身を忍ひ居  
候処、被捕候由申之候

(朱書)

「右清吉外五人相糺候処、申口符合仕、辰五郎申聞候  
趣実事与存、質入遣候由申之、質屋重兵衛外式人品  
差出、定法之質取方ニ而何れも馴合候筋不相聞候得  
共、清吉外五人者出所不糺之品質入遣候段、不念ニ  
付、定例之通、過料償等可申付与奉存候」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

無宿

南山田村の

当九月廿一日入牢

才助  
戌廿貳歳

(黄紙下ヶ札)

「此才助儀、身分難洪ニ而難立行候今与風悪心差発候

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

迎、当座之存付与者乍申、蒟蒻屋渡世致し候亀藏方江  
立越、此者者蒟蒻玉商人ニ而右商ひ品最寄知辺の方ニ  
預ケ有之候間、買取呉候様、無跡方存付を以、亀藏  
を申欺、直組致し、右代銀かたり取候上、同人同道  
ニ而右呂呂預ケ先分受取可相渡由申透、亀藏与連立参候  
途中、同人油断之透を考、逃去候而已ならず、所々  
呉服物商ひ渡世之人家江立越、買物致し候体ニ仕成、  
家内之者目間見合、手元之品盜取、又者人家表之戸  
明掛有之内江入候而も致盜、剩途中ニ而此者を呼留候  
吉兵衛儀、同人知人源左衛門分借用銀、領主通用銀  
札ニ而返済ニ持参致し候事之由申聞、此者面体源左衛  
門忪常吉ニ似寄有之、同人ニ者無之哉与尋受候を幸ニ、  
此者者常吉ニ無相違間、右返済銀此者受取、持帰、源  
左衛門江可渡遣旨申偽、右銀札をもちたり取候段、不  
届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉」

(附札)

「此才助儀、伺之通

入墨之上重敲

## 可被申付候」

右之者吟味仕候処、身分難涉<sup>ニ</sup>而難立行候<sup>分</sup>与風悪心差

発、かたり事可致与存付、当閏八月十四日兼而名前及

承候蒟蒻屋渡世いたし候播州市場村亀藏方江立越、此

者者所々立廻り、蒟蒻玉商ひ致し候もの<sup>ニ</sup>而同州井野口

村知辺之方<sup>ニ</sup>商ひ物之蒟蒻玉目方式拾貳貫目計預ヶ有

之候間、買取呉間敷哉与無跡形存付を以申欺候処、亀

藏儀右品可買請旨申聞候付、代銀貳拾目<sup>ニ</sup>直組致し候

上、右品預ヶ先<sup>ニ</sup>而請取可相渡間、同道致し可呉、尤

代銀之儀者先渡<sup>ニ</sup>致し賈度旨申透、右代銀貳拾目亀藏

分<sup>分</sup>かたり取、同人連立、預ヶ先江可罷越体<sup>ニ</sup>仕成、立

出候途中<sup>ニ</sup>而同人油断之透を考、右銀子所持之儘逃去、

(朱書)

「右亀藏儀、本文之次第訴出申口符合仕候」

同月廿五日呉服物商ひ渡世致し候右市場村人家江立

越、買物致し候体<sup>ニ</sup>仕成、家内之者日間見合、手元<sup>ニ</sup>

有之候木綿手拭八筋与絹小裂貳品品盜取、

(朱書)

「右被盜主者鍋屋伊七<sup>ニ</sup>而訴出申口符合仕候」

同月廿九日同渡世致し候同村人家<sup>ニ</sup>而も同様仕成、手  
元<sup>ニ</sup>有之候絹反物貳反与同裂地四品品盜取、

(朱書)

「右被盜主者中屋治兵衛<sup>ニ</sup>而訴出申口符合仕候」

同日同州鶉野新家村人家表之戸明掛有之候内江入、物

数五品品盜取、

(朱書)

「右被盜主者百姓平太夫<sup>ニ</sup>而訴出申口符合仕候」

同日同州山崎村最寄往還を通合候折柄、同村吉兵衛与

申者跡分參、此者を呼留、吉兵衛申候<sup>ニ</sup>者、同人儀同

州王子村源右衛門分兼而借用銀有之、右返済銀領主通

用銀札<sup>ニ</sup>而致持參候儀<sup>ニ</sup>而、同人倅常吉与申者是迄壹度

面会致候まで<sup>ニ</sup>而碇与相覚不申候得共、此もの面体等右

常吉<sup>ニ</sup>似寄有之候様存候間、自然同人<sup>ニ</sup>者無之哉与相尋

候付、右<sup>ニ</sup>付ヶ入、吉兵衛所持之銀子かたり可取与存、

此者者源左衛門倅常吉<sup>ニ</sup>無相違、吉兵衛を見忘居候儀<sup>ニ</sup>

而、此者源左衛門使申付請、外方江參、立帰候途中<sup>ニ</sup>

付、右返済銀此者請取、持帰、源左衛門江可渡遣哉与

言葉を廻し、申欺候処、吉兵衛儀幸之折<sup>ニ</sup>付、此者申

条之通、取計可吳旨相頼、所々私領通用銀札ニ而百拾  
両相渡候をかたり取、

(朱書)

「右吉兵衛儀、其後源左衛門方江罷越、相尋候処、右  
体之儀無之、全人違之由申聞候趣を以、本文之通銀  
札かたり被取候次第、源左衛門申合、訴出申口符合  
仕候」

右銀札之内金壹分代之分、名所不存商ひ店ニ而正金与引  
替、右金子并残銀札之内五拾四匁を以、是又名所不知  
商ひ店ニ而物数五品買調、右品又者盜取候品共所持罷  
在、其余之銀子銀札者当座ニ遣捨候処、被逮候由申之  
候

(朱書)

「右銀札之内金子与引替遣、又者品買取候商ひ店、名  
所相知不申候、且所持之品取上置、盜品之分直積申  
付候処、百六拾五匁御座候」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

撰州兵庫津新町

油屋太兵衛借屋

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

廣嶋屋

紋四郎

当九月廿一日入牢  
同十月六日重病ニ付、下宿所預  
戊三拾六歳

(黄紙下ケ札)

「此紋四郎儀、小船を致所持、所々江之運送、諸荷物  
賃積之儀を致渡世ニ、庄兵衛外三人ハ取引先江差送、  
又者外方ニ而買取置候諸品を引受、右品々小船江積  
入、運送并積帰候節々於途中、右品之内抜取候段、  
不届ニ付、入墨敲可申付候哉」

(附札)

「此紋四郎儀、伺之通  
入墨敲可被申付候」

右之者吟味仕候処、小廻シ与唱候小船を所持いたし、右  
兵庫津諸商人共今同所并最寄近海沖合ニ船繋いたし候  
船々并所々取引先等江差送、又者同先々右之もの共方  
江引取候諸荷物等を右小船ニ而賃積運送之儀を渡世ニ  
いたし罷在、近頃此もの及貧窮、難取続候ハ与風悪心差  
発、当五月十二日右兵庫津磯之町繩屋庄兵衛ハ同人取  
引先同所沖合ニ船繋いたし候廻船江地鉄四拾束運送之

儀、此者引請、右小船江積入、先方江差送候途中、右鉄之内目方拾七貫五百目計不目立様拔取、

(朱書)

「右庄兵衛儀、本文之外ニも同品多分ニ外船を以、追々ニ右廻船江差送候儀ニ而、追而於先方夫々相束、目方掛改いたし候処、前書之通、目方相減有之候旨申越、何方ニ而紛失いたし候哉、不相分旨訴出申口符合仕候」

同閏八月十一日同所川崎町塩屋利右衛門ノ同人取引先同所沖合ニ船繫いたし候廻船江鯉節四拾七樽運送之儀、前同様此者引請、先方江差送候途中、右鯉節之内八拾四本同様拔取、

(朱書)

「右利右衛門儀、前同様之手続を以訴出申口符合仕候」

同九月七日同所魚棚町油屋太兵衛ノ同人取引先同州東須磨村茶屋重兵衛方江実綿百本運送之儀、前同様此者引受、先方江差送候途中、右綿之内目方拾貳貫目計同様拔取、

(朱書)

「右太兵衛儀、前同様之手続を以訴出申口符合仕候」  
同月八日右兵庫津出在家町小豆屋助右衛門儀、外方ニ而買取候黒砂糖百四拾樽、同人方江積取之儀、前同様此者引請、右砂糖先方ニ而請取帰候途中、右之内目方四貫目計同様拔取、

(朱書)

「右助右衛門儀、本文之砂糖被拔取候儀不心付、此節目方相改候処、相減有之候旨訴出申口符合仕候」

槌成品之由申偽、地鉄不残者兼而知人同所新在家町鍛冶屋治兵衛江代金壹両貳分与錢壹貫貳百五拾文、鯉節拾本者往来之商人江代錢六百八拾文ニ元払、右代金錢当座ニ遣捨、其余之品者所持いたし居候処、被捕候由申之候

(朱書)

「右治兵衛相札候処、申口符合仕、鍛冶職渡世いたし罷在、買取候鉄不残職方ニ遣仕舞候由申之、代金錢并完徳銀共差出、馴合候筋不相聞候得共、出所不札之品買取候段、不念ニ付、完徳銀取上、代金錢損失

可申付与奉存候、且右往来之商人名前相知不申候、

尤所持之品取上置、直積申付候処、銀式百四拾目御

座候」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

(朱書)

「一前書口々取上置候金子・銀札・品并差出候金銀錢

品等、主有之分追而落着之節、夫々江可渡遣与奉存

候」

当十月四日入牢

當時無宿

丈五郎

戌四拾三歳

(朱書)

「此者河州芝村友右衛門与申候節、

不届有之、拾三年以前戊三月廿七

日於奈良輕追放相成候旨申立候

付、奈良奉行江及問合候処、無相違

由申越候」

(黄紙下ケ札)

「此丈五郎儀、先達而不届有之、於奈良輕追放相成候

身分不慎、御構場江立入候付、吟味中入牢之上下宿

所預申付候身分ニ而番人共油断之透考、逃去候段、不

届ニ付、重追放可申付候哉」

(附札)

「此丈五郎儀、伺之通

重追放可被申付候」

右之者吟仕候処、脇書之通御仕置請候後者所々ニ而働

稼致し、先達而撰州杉本村百姓利右衛門方ニ而日雇働致

し居候処、小遣ひ錢ニ差支候ニ付而者、河州者御構之地

与相弁居候得共、同州路ニ者知人有之、面会合力可相頼

与竊ニ御構地江立入候処、右知人義軒宅致し候哉、住居

不相知候付、其儘立帰候処、被捕入牢之上重病ニ付、下

宿所預申付請、日々所之者共代り合、此者ニ付添、番

致し罷在、此者病氣追々快方相成候ニ随ひ、右躰御構

場江立入候儀ニ付、如何躰之巖科ニ可被処も難計与怖敷

存候分、番人共油断之透を考、可逃去与内存相決、場合

相考罷在候処、四年以前未四月六日者右杉本村百姓政

次郎・同長次郎義預ケ之番ニ当り、右兩人此者ニ差添

番致し罷在候内、同夜四ツ時頃長次郎儀、空腹相成候

由ニ而相番政次郎を頼、居宅江食事ニ立帰候跡ニ而同人

戊 十一月 鳥居越前守

〔内表紙〕

例書

義腹痛致し相腦居候折柄、此もの義使用致し度相成候付、便所江罷越度趣申聞候処、政次郎儀此ものを便所江連行、同人者戸外ニ待居候内、如何致し候哉、家内江立帰、此ものニ付添居候もの無之候付、幸之義与存、其儘逃去、所々ニ身を忍ひ罷在候処、被捕候由申之候付、

〔朱書〕

「右政次郎・長次郎義、預ケ申付置候本文丈五郎之番乍致、油断致し、同人を取逃候付、庄屋年寄共江日

〔朱書〕  
「辰五郎見合例」

無宿

豊浦村の

藤次郎

限を以、丈五郎行衛尋申付置候処、不尋出候付、一同吟味詰之上、盗并怪敷品与乍心付買取、ゆすり横取預ケ之もの取逃一件与有之題号を以、四年以前未十一月中先役久須美佐渡守合御仕置之義相伺、同月廿八日伺之通、御差図之上御咎申付候ものニ御座候「実者番人共を頼、見遁貫候儀ニ有之与重々吟味仕候処、曾而右様之義無之由申之候得共、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候  
右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之義黄紙下ケ札を以相伺申候、以上

右藤次郎儀、不行跡及増長、兄七郎兵衛手元致欠落候後、同人所持水車小屋江罷越、働人共ニ道具類借請度由申掛候得共、追々其場江参合候者一同及断、不遂存望候連、目間見合、辺ニ有之右道具類之内持退、又者右七郎兵衛留守宅江罷越、外合人不参様、内合入口之メリ致し置、兄嫁まさ并家内之者江衣類貸呉候様申掛ケ、及断候をも不聞入、不承知ニ候ハ、



可突殺旨申威候ニ恐、右之者共片隅江隠れ居候内、衣類品物理不尽ニ持退候段、兄江対し不敬之至、不届ニ付、敲之上重追放与相伺候処、依御差図入墨之上重追放

(朱書)

〔右者安政二卯年正月川村孝岐守勤役中、其節之御城代土屋采女正殿江相伺候上落着

但、辰五郎御仕置之儀、的例相見江不申、例之藤次郎ニ見合、異同有御座間鋪、見込黄紙之通入墨之上重追放与御仕置附仕候〕

(朱書)

〔紋四郎見合例〕

摂州野田村

源次郎  
外式人

右源次郎外式人儀、馬士働致し罷在、荷附馬持市右衛門外式人江被雇、右之者共申付受、岩右衛門儀外方ニ而買附置候俵米、同人方江馬ニ附運送致し候途中、与風悪心差発候由、此者共申合、右米之内拔取、

売払、又者余人江預ケ置候段、不届ニ付、入墨敲

(朱書)

〔右者当戌年四月江戸表江奉伺候上依御下知落着〕

(朱書)

〔丈五郎見合例〕

無宿

きやうの

伊之助

右伊之助儀、先達而盗又者不届有之、敲入墨之上重敲、猶重敲、敲之上軽追放申付候身分不慎、御構場江立入候段、不届ニ付、中追放

(朱書)

〔右者万延元年七月久須美佐渡守勤役中、其節之御城代松平豊前守殿江相伺候上落着

但、丈五郎御仕置之儀、例之伊之助ニ見合、此度之丈五郎者所預中逃去候者ニ而右体預ケ中逃去候者一段重ク申付候、度々之例ニ見合、黄紙之通重追放与御仕置附仕候〕

(端裏書)

「御仕置御差図相濟候もの之内

重病ニ而御仕置延引候義御届書付

鳥居越前守

一 盗并かたり

一 諸荷物運送方引受

一 右品之内拔取

一件之内

御構場江立入々牢之上

一 下宿所預中番人共

一 油断之透を考、逃去

候もの

無宿

南山田村の

才 助

右之もの御差図之通御仕置可申付処、重病ニ而御仕

置難申付、延引仕候、依之此段申上候、以上

戊

十二月

鳥居越前守

7 慶応二年十一月 無宿隆平、かたり事いたし立退

候節不容易書置いたし候一件

(表紙)

「慶応二寅年十一月七日差出、同十一月廿一日差図、同十一月廿三日承付差出(朱書)

かたり事いたし立退候節

不容易書置いたし候一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

寅

十一月廿三日

竹内日向守

無宿阿波の隆平かたり事いたし、立退候節不容易

書置いたし候一件、吟味仕候趣、左之通御座候

長谷川呉郎与申立候

無宿

阿波の

当七月廿二日入牢  
同八月三日病死

隆 平

(黄紙下ヶ札)

「此隆平儀、朝敵之聞江有之候毛利家江奉公住申込、

右者断受、被送出候由之申口も紛敷、其上助次郎代

判、長兵衛外三人方ニ而商物買繼被頼候訳有之趣を以、貸貫、売渡候ハ、代金可相渡旨申偽、都合金式拾七兩余之品銜取、右之内壳払、立退候ニ付而者、追手を妨候手段ニ候逆、不容易威之文意相綴候書置いたし、身隠罷在候始末、不屈ニ付、存命ニ候ハ、死罪可申付者ニ候段、一件之者江可申渡候哉」

(附札)  
「此隆平儀、伺之通

存命ニ候ハ、死罪可申付

者ニ候段、一件之者江

可被申渡候」

右之者吟味仕候処、松平阿波守足輕谷川才治悴ニ而放蕩ニ付、五ヶ年以前戊年八月親元出奔いたし、所々知辺之方江手寄世話ニ相成、医道心懸、又者京大坂尔而剣術師範家江入塾いたし、修行罷在候得共、思話敷無之候ニ付、立出、去丑五月中旬頃、長崎表江罷越、医道修行可致与存付、下筋江立越候途中ニ而、長州江罷越候ハ、毛利家ニハ浪人抱呉候由承り候ニ付、防州路江入

込、高森与申所尔而勇激軍与歟之陣所有之、同所江参奉公いたし度趣申入候処、陣中より高橋武一郎与申もの罷出、是迄者人抱いたし候得共、近頃者当国内懐中ニ而新規抱者等者不致候由ニ而断受、芸州国境迄被送出候ニ付、無是非上方筋江立戻、按摩渡世いたし、右療治より平野町三丁目山城屋市藏と心易相成、南本町壹丁目大和屋安兵衛者懇意尔付、右等之次第を以安心いたし候様、言葉を尽し、当四月以来身分世話之儀追々相頼、医業可相開心得ニ申談、同五月下旬頃分市藏代判いたし候京町堀式丁目山城屋巳之助方ニ当分差置貫、所々療治ニ立廻、知人も出来候処、何分身貧ニ而難取続候令悪心生し、当六月八日京町堀式丁目曾根屋助次郎代判長兵衛方江罷越、外方分帯地買繼被相頼候ニ付、貸貫度、売渡候ハ、代金可相渡様申偽、女帯地拾筋街取、同日平野町三丁目木屋卯兵衛方江罷越、前同様申偽、<sup>(逃)</sup>詛子縮三反、鳴海絞式反、晒布壹丈尺三寸、風呂敷壹銜取、同日同丁加山屋得兵衛方江罷越、前同様申偽、<sup>辨力</sup>越後紺□壹反街取、同日同丁小山屋庄兵衛方江罷越、

前同様申偽、龍腦半両、麝香壹分、一角玉入緒ノ壹銜  
取、

〔朱書〕

「書面長兵衛外三人儀、隆平者見知之者ニ而同人申聞

候趣無相違存、夫々直付を以借渡候処、其後何等之

沙汰無之、同人立入先ニも罷在、行衛相知不申候

付而者被銜取候義与存候旨、夫々訴出申口符合仕候、

尤銘々被銜候品もの代都合金貳拾七両貳分ニ相成申

候」

右之内帯地壹筋者扱物之由申成、知人平野町三丁目平

村屋孫兵衛江代金壹両貳朱、誂子縮壹反者名前不存飛

脚体之者江同壹両壹分ニ売扱候処、

〔朱書〕

「右孫兵衛相糺候処、隆平申聞候趣実事与存、買取候

処、右者銜取候品之由吟味ニ付、承驚入候旨申之、右

品差出、馴合候筋不相聞候得共、篤与出所も不相糺、

買取候段、不念ニ付、品取上、代金損失可申付与奉

存候、且飛脚体之者相知不申候」

いつれ右次第可致露頭ニ付、立退、遠方江身隠可致、夫

ニ付而も当座追手之不掛様、品主共を為驚置可申与存、  
左之通書置、市蔵方江相残、

〔折封表・朱書〕

「残シ書入

長谷川呉郎」

〔朱書〕

〔阿州脱藩

長谷川呉郎重高

我存心有、当地逗留中、少の用金慙身命ヲ抛テ、万

人のため志しを発せんと心ヲ研ケトモ、能キ金手尔入る

事不叶、今日迄空送日を処、不道ナレ共善キ代呂物手

尔入候得者、是を偽借出シ、右壳代呂ナシテ事を発ス

故、能々察呉候様可頼也、若万一此事他言ニ而幕江通

し候得者、諸人掛イ合ニ相成故、能々可察候事、右も

聞不入、他言致サハ、其身の難儀懸ル故、後悔を思者

ハ能可察也、此事疑事ナカレ、四五日致サハ諸人の知

る事有

引受人

山市殿

代呂物主

おさい殿

同主

木卯殿

慶応二寅年六月

疑ナキ様血判ニ而置物也」

残之品々所持、播州路江忍越、売代金路用ニ遣捨、身  
隠いたし居候処、被捕候段申之候ニ付、

(朱書)

「右品取上、前書取上金とも追而落着之節、品主とも

江可渡遣与奉存候」

右体長州ニ而奉公住心懸入込候上者、彼家江被抱、子細  
有之、当地江立入候義ニ而、書置之文言者実情ニ有之、  
右之外にも品々悪事可有之与再応吟味仕候処、曾而右  
様之義無之段申之候得共、右始末不屈之旨、吟味詰候  
処、無申披誤入候由申之候、然ル処病死仕候

平野町三丁目

新屋喜七支配借屋

山城屋

市 藏

寅五十五歳

(黄紙下ケ札)

「此市藏儀、隆平者慥成もの与人得候共、篤与身元を不

相札、止宿もの届方御取締之町触致忘却、此もの代

判いたし候已之助方ニ半月計止宿為致候内、街事い

たし候而已ならず、元来毛利家江奉公住申談候者ニ而

殊不容易書置いたし、立退候次第至候ハ、乍後レ

も可訴出処、右届等等閑候糾明を怖、猶又其儘ニ打

過候始末、旁不埒ニ付、三十日手鎖可申付候哉」

(附札)

「此市藏儀、伺之通

三十日手鎖可被申付候」

右之者吟味仕候処、鋸職渡世いたし、前書隆平儀按腹  
いたし候ものニ而当四月頃々療治為致居候分懇意ニ  
相成候処、身分世話いたし呉候様相頼候ニ付、当地ニ  
親類有之候哉、相尋候処、南本町三丁目大和屋安兵衛  
者因縁有之趣申之候ニ付、同人江隆平身元承り候処、阿  
州谷川才治与申者之悴ニ而慥成もの之由申聞候ニ付、

(朱書)

「書面安兵衛相札候処、隆平者同人親分ノ懇意ニ而先年

暫世話いたし遣候儀も有之、国元出奔之次第者不存、  
出生ニおゐて慥之儀ニ付、市藏分問合之節、右之通  
相答候由申之、強而如何之筋相聞不申候」

与風其意ニ相泥ミ、世話いたし遣候積ニ相成、近來止宿  
人等御取締之趣忘却いたし、此もの親類京町堀式丁目  
紀伊国屋又三郎借屋山城屋巳之助者若年ニ付、兼而此者  
代判罷在候統ニ而同人家主又三郎江段々相頼候上、兩  
三日差置遣候筈ニ有之候処、其儘ニ凡半月計寢臥為致  
置候処、六月八日同町曾根屋助次郎代判長兵衛方ニ而  
女帯地類借受候儘罷出、立歸り不申由、同日夕方右長  
兵衛分申參候ニ付、隆平行衛相尋候得共、相知不申、右  
跡ニ阿州脱藩長谷川呉郎重高与申名前ニ而血判いたし、  
如何敷書置迄通残し有之、驚人、早速右書付持參可訴  
出処、右体猥ニ止宿為致候不念も有之、嚴敷糾明受候  
而者怖敷儀与存惑、手元に留置候処、吟味相成、隆平申  
口之趣承之、重々恐入候旨申之候ニ付、

(朱書)

「書面之書置取上、相改候処、前条朱書之通ニ御座候」

実者隆平身分乍存、子細有之、潜伏為致候義ニ可有之  
旨、察度申聞、再応吟味仕候処、曾而右様之儀無之段、  
申之候得共、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様  
無之由申之候

京町堀式丁目

紀伊国屋

又三郎

寅式十三歳

五人組

年 寄

(黄紙下ケ札)

「此又三郎五人組年寄儀、又三郎借屋巳之助居宅ニ無  
宿隆平乍暫致止宿候儀、又三郎者一通り承置、病氣  
ニ候共、止宿届之不及、取調打過、五人組年寄者右  
次第吟味受候迄不存罷在候段、改方疎略之至、一同  
不念ニ付、又三郎者過料錢三貫文申付、五人組者叱  
り、年寄者急度叱り置可申候哉」

(附札)

「此又三郎五人組年寄儀、

伺之通又三郎者過料

錢三貫文申付、五人組者

叱り、年寄者急度

叱り置可被申候」

右之者共吟味仕候処、又三郎借屋山城屋巳之助代判前

書市藏儀、当五月十六日頃又三郎方江参り、右隆平者

懇意之もの三而市藏居宅ニ差置可申筈之処、家内間狭ニ

付、巳之助方ニ暫之間差置具候様、相頼候ニ付、無人

別之者差置間敷旨申断候処、又々市藏罷越、隆平者身

元慥成者ニ付、家借り受候迄之処、両三日差置具候様、

段々相頼候ニ付、左程無別条ものニ候ハ、子細も有之

間敷与存、承り置候義ニ而、止宿人届出之儀可取調処、

折柄病氣差発取紛、其儘ニ相成、五人組年寄者右等之

次第更不心付候処、吟味相成、前書申口之趣承之、恐

入候旨申之候ニ付、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可

申立様無之由申之候

(朱書)

「一書面止宿もの御取締之再達者、当六月廿二日ニ而、右

以前之不埒ニ付、其類例を以取調候儀ニ御座候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀、黄紙下

ケ札を以相伺申候、以上

寅

八月

竹内日向守

(内表紙)

「

例書

(朱書)

「市藏見合例」

長崎高橋町

備後屋

万兵衛

右万兵衛儀、当時病死平左衛門分頼請、近来取締之た

め止宿もの名前届之申達を相背、芸州廣嶋書林之由彦

八を身元等篤と不相札、剩届も不致、止宿為致、猶同

人江便参候名前不分ものをも一泊為致候段、右者平左

衛門同腹ニ而怪敷もの共与乍存宿いたし候儀ニハ無之候  
共、不埒ニ付、三拾日手鎖

(朱書)

「又三郎

五人組 同断

年寄」

同町

年 寄

右万兵衛

五人組

右年寄五人組儀、丁内万兵衛儀取締方相背、身元怪敷  
もの等止宿為致候儀不存罷在候段、心付方疎故之儀、  
不念ニ付、年寄者急度叱り、五人組者叱り置

(朱書)

「右者去丑年六月松平駿河守勤役中、相伺候上落着」

三 東京大学法学部法制史資料室蔵 堺奉行吟味伺書

1 安政六年五月 無宿新次郎外八人、盗并悪事致し

候一件

(表紙)

「安政六未年五月十二日差出、同七月三日差戻、同月十六日  
承附書出(朱書)

無宿新次郎外八人、盗并悪事致し候吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

未

七月三日

駒井相模守」

無宿新次郎外八人、盗并悪事致し候始末、吟味仕

候趣、左之通御座候

無宿

京の

未四月十四日入牢

新次郎

未拾七歳

同

永の

同日入牢

久吉

未貳拾歳

同

原茶屋の

同日入牢

政吉

未貳拾八歳



同日入牢

同

絹屋町の

伊三郎

未拾五歳

伊三郎者敲、三蔵・伊三吉も

同様可申付処、無宿幼年之

儀ニ付、非人手下可被申付候」

同日入牢

同

讃岐の

三蔵

未拾三歳

右之者共吟味仕候処、当二月中旬旬同三月中旬迄之

内、六ヶ度日不覚夜代ル々申合、堺宿院境内ニ有之候

住吉神輿渡御旅所前差置有之賽銭箱をうつ伏しニ致し、

内ニ有之候錢都合六貫五百文盗取、

同日入牢

同

堺の

伊三吉

未拾三歳

(朱書)

「本文宿院境内支配人為一兼而訴出申口符号仕候」

右錢配分之上、新次郎儀同三月八日兼而知ル人無宿大

野の捨吉ニ出会候処、同人身分難法之次第申咄、合力

相頼候付、右錢之内八百文差遣、其余一同不殘食物代

ニ遣捨候処、被召捕候儀之旨申之候付、此外メりを固

辞明ケ度々盗致し候儀も可有之与再応吟味仕候処、右

之外盗いたし候儀無之旨申之候得共、右始末不届之

段、吟味詰候処、無申披由申之候

無宿

大野の

未四月十一日入牢

捨吉  
未拾七歳

(黄紙下ヶ札)

「此新次郎外五人儀、代ル々申合、堺宿院町宿院境内

ニ有之候住吉神輿渡御旅所前賽銭箱をうつ伏ニいた

し、内ニ有之錢盗取候段、一同不届ニ付、新次郎・

久吉・政吉・伊三郎者敲、三蔵・

伊三吉も同様可申付処、無宿幼年之

儀ニ付、非人手下可申付候哉」

(附札)

「此新次郎外五人儀、

伺之通新次郎・久吉・政吉・

(黄紙下ケ札欠)

(附札)

「此捨吉儀、伺之通

重敲可被申付候」

(朱書)

「此者儀、盜致し候付、

召捕、当一月十九日

入墨之上重敲申付候

ものニ御座候」

(黄紙下ケ札)

「此はな儀、堺南上之町徳兵衛方ニ被雇中、錠前無之

、箆引出しニ人有之候金式拾両盜取候段、不届ニ付、

死罪可申付候、徳兵衛儀此もの者下女同様ニ召仕、殊

ニ石金子之内遺捨候分者身寄之者相償、聊無損失

由を以御仕置有恕相頼候間、乞宥免、堺表ニ罷在間

敷旨可申渡候哉」

(附札)

「此はな儀、伺之通堺表ニ

罷在間敷旨可被申渡候」

右之者吟味仕候処、堺南上之町徳兵衛方ニ去午三月

致奉公、同九月暇請候後、用向有之節々同人方江被雇

罷在、当二月廿八日家事手伝与して被雇罷越候処、同

夜与風悪心差発、手元ニ有之候錠前無之箆引出しニ有之

候金式拾両盜取、翌朝無何氣躰ニ而帰村いたし、右之

内金拾七兩者雇主徳兵衛外方江払金ニ而使ニ持越候途

中、暫預り呉候様申偽、兼而知ル人堺新地吾妻橋通式

丁目吉藏方ニ罷在候林蔵江差預ケ、同壹分式朱者当座入

用ニ遺捨、殘金所持致し居、被召捕候儀之旨申之候付、

吟味詰候処、無申披由申之候

小出順之助知行所

泉州大鳥郡辻之村

百姓

長藏姉

未四月十一日入牢

同五月十一日病氣ニ付、下宿所預

未式拾五歳

は な

右始末不届之段、吟味詰候処、無申披誤入候由申之候

(朱書)

「本文林蔵儀、はなより預り候金子、同人身分ニ而者過分之儀、馴合候筋も可有候哉与再応吟味仕候処、はな申聞候趣、実事与存預り置候由申立、無相違相聞候得共、得与出所も不札、金子預り候段、不念ニ付、右金子取上、急度叱り置候様可仕候、且はな所持いたし居候金子取上置申候、右金子落着之節、徳兵衛江渡し遣候様可仕候

一書面雇主徳兵衛相糺候処、申口符合仕、同人儀はな者以前下女ニ召仕、其後雇中も実躰ニ相働候処、此度之儀者全出来心与不便ニ存、殊ニ所持并林蔵江預ケ置候分者取上相成、遺捨候分者身寄之者分相償、聊損失無之由を以、御仕置宥恕相願候旨、書付差出申候」

堺戎嶋万屋町

佐兵衛同居

未四月十一日入牢

同五月十一日病氣ニ付、下宿所預

半兵衛

未三拾八歳

(朱書)  
「此者儀、当時無宿半兵衛与申候節、盗いたし候付、大坂町奉行所江被捕、去ル卯四月六日入墨敲相成候由申立候付、右奉行江承合候処、無相違旨申越候」

(黄紙下ケ札)

「此半兵衛儀、先達而致盜候依科、大坂町奉行所ニおゐて入墨敲相成候後、堺櫛屋町濱槌蔵方日雇ニ罷越候節、同人申付得意先分請取帰候櫻欄繩代金取逃候段、不届ニ付、死罪可申付処、同人儀此もの者下人同様ニ召仕、殊ニ遺捨候金子者親類共分相償、聊無損失由を以、御仕置宥恕相願候間、令宥恕堺表ニ罷在間敷旨可申渡候哉」

(附札)

「此半兵衛儀、伺之通

堺表ニ罷在間敷旨

可被申渡候」

右之者吟味仕候処、書面入墨敲御仕置請候後、堺櫛屋町濱槌蔵方日雇ニ罷越候節、当正月晦日大坂表得意

先江櫻欄繩壳掛金請取ニ罷越候様、同人申付候付、彼地ニ而金式両壹歩式朱請取帰候途中、右金子取逃、不残酒食遊興ニ遣捨候処、被捕候儀之旨申之候付、右始末不屈之段、吟味詰候処、無申披誤入候由申之候

(朱書)

「本文植蔵兼而訴出申口符合仕、同人儀半兵衛者先達而今相雇、下人同様ニ召仕候処、此度之儀者全出来心与不便ニ存、殊ニ右金子者親類共より相償、聊損失無之由を以、御仕置有恕相願候旨、書付差出申候」  
右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以相伺申候、以上

未  
五月

駒井相模守

手覚

駒井相模守

当月三日御差図御座候別冊無宿新次郎外八人、同十一日差図御座候、堺南組垣外与吉・無宿梅吉外七人、新次郎外八人者同五日、与吉者同十二日、梅吉外七人者昨

廿五日、夫々御仕置申渡相済申候、依之此段申上候事  
七月廿六日

2 安政七年四月 無宿勇次郎外四人、致盜候一件

(表紙)

「安政七申年四月十一日差出、同五月六日差図、同五月十九日承付(朱書)

無宿勇次郎外四人致盜候吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

申

五月六日

駒井相模守

無宿勇次郎外四人、致盜候始末吟味仕候趣、左之

通御座候

無宿

河州の

申三月廿七日入牢

勇次郎  
申式拾七歳

(黄紙下ヶ札)

「此勇次郎儀、河州内村名不存、商人家見せ先ニ有之

候羽織其外盜取候段、不届ニ付、敲申付候哉」

(附札)

「此勇次郎儀、伺之通

敲可被申付候」

右之者吟味仕候処、当三月上旬日不覚昼、河州内村名不存、古手商人家見せ先ニ有之候絹羽織袴、木綿衣類四、同襦袢袴、同はつち式足盜取、其儘所持いたし居、被召捕候儀之旨申之候付、此外メリを固辞明ケ度々盜いたし候儀も可有之与察度申聞、再応吟味仕候処、右之外致盜候儀無之旨申之候得共、右始末不届之段、吟味詰候処、無申披由申之候

(朱書)

「本文盜先相知不申候、且勇次郎所持いたし居候品取上、直積申付候処、銀三拾五文匁ニ御座候」

申三月廿九日入牢

同閏三月廿四日病死

無宿

和州の

平 藏

(黄紙下ケ札)

「此平藏儀、堺片原上之町湯屋渡世喜兵衛方外袴ケ所

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

江入湯ニ罷越候節、同所宿院町寺町頭本寺境内善兵衛外老入、揚り場ニ脱置候衣類襦袢盜取候段、不届ニ付、存命ニ候得者入墨敲可申付ものニ候段、一件の者江可申渡候哉」

(附札)

「此平藏儀、伺之通

存命ニ候ハ、入墨敲

可申付ものニ候段、一件

之もの江可被申渡候」

右之者吟味仕候処、当三月十五日夜、堺片原上之町湯屋渡世喜兵衛方江入湯ニ罷越候砌、其節名前不存同所宿院町寺町頭本寺境内善兵衛揚り場ニ脱置候木綿衣類袴盜取、同月十九日夜、同所湯屋町濱同渡世佐兵衛方江入湯ニ罷越候砌、其節名前不存同所戎之町濱新七揚り場ニ脱置候木綿衣類袴、右品之内襦袢者名住所不存往来之古手買江代錢百五拾文ニ売払、代錢食用に遣捨、衣類者其儘所持致し居、被召捕候儀之旨申之候付、前書同様察度申聞、再応吟味仕候処、右

之外致盜候儀無之旨申之候得共、右始末不屈之段、吟味詰候処、無申披由申之候、然ル処病死仕候

(朱書)

「本文被盜主善兵衛・新七并湯屋喜兵衛・佐兵衛申合、兼而訴出申口符合仕候、且平藏所持いたし居候品取上、直積申付候処、銀拾匁五分ニ御座候」

無宿

茶船乗の

申聞三月七日入牢

市 松  
申拾六歳

(黄紙下ケ札)

「此市松儀、堺浦川岸ニ積有之候炭薪盜取候段、不屈ニ付、敲可申付候哉」

(附札)

「此市松儀、伺之通

敲可被申付候」

右之者吟味仕候処、当正月中旬日不覚夜、堺浦川岸ニ

積有之候炭式俵盜取、同頃日不覚夜、同浦川岸ニ積有

之候炭式俵盜取、同三月晦日夜、同浦川岸ニ積有之候

新目方拾貫目盜取、

(朱書)  
「本文被盜主相知不申候」

右品之内盜物之趣押隠、炭三俵者同所新地住吉橋通南三町目安兵衛江代銀拾式匁、同志俵者同所夕栄町利三郎江代銀四匁、薪者戎嶋宮前町徳兵衛江代錢六百元ニ夫々売払、右銀錢不残酒食ニ遣捨、被召捕候儀之旨申之候付、前書同様察度申聞、再応吟味仕候処、右之外致盜候儀無之旨申之候得共、右始末不屈之段、吟味詰候処、無申披由申之候

(朱書)

「本文安兵衛外式人相糺候処、申口符合仕、馴合候筋不相聞候得共、得与出所も不糺品買取候段、不念ニ付、品又者自用ニ遣捨候分者代錢取上、元代損失申付候様可仕候」

無宿

下村の

申聞三月七日入牢

吉右衛門  
申五拾壹歳

(黄紙下ケ札)

「此吉右衛門儀、泉州舩松村庄吉方外圍無之納屋軒下

ニ有之候麦其外盜取候段、不届ニ付、敲可申付候哉」

(附札)

「此吉右衛門儀、伺之通

敲可被申付候」

右之もの吟味仕候処、当三月廿七日昼、泉州舳松村庄吉方外囲無之納屋軒下ニ差置有之候麦三斗、実綿式斤、鎌苧、荷籠ニ入候儘盜取、不残所持いたし居、被召捕候儀之旨申之候付、前書同様察度申聞、再応吟味仕候処、右之外盜いたし候儀無之旨申之候得共、右始末不届之段、吟味詰候処、無申披由申之候

(朱書)

「本文被盜主庄吉相糺候処、申口符合仕候、且吉右衛門所持いたし居候品取上、直積申付候処、銀拾貳匁ニ御座候」

無宿

雜賀崎の

申聞三月十一日入牢

つるの

申式拾五歳

(黄紙下ヶ札)

「此つるの儀、泉州下條大津村湯屋渡世毛吉方江入湯

ニ罷越候節、同村權作女房りゑ揚り場ニ脱置候衣類与着替婦候段、不届ニ付、敲可申付処、女之儀ニ付、五十日過怠牢可申付候哉」

(附札)

「此つるの儀、伺之通

敲可申付処、女之儀ニ付、

五十日過怠牢

可被申付候」

右之もの吟味仕候処、当二月廿五日夜、泉州下條大津村湯屋渡世毛吉方江入湯ニ罷越候砌、其節名前不存同村權作女房りゑ揚り場ニ脱置候木綿衣類式、同襦袢苧与此者着用致し參候木綿衣類苧与着替婦、右品不残名住所不存往来之古手買江代銀式拾三匁ニ売払、代銀不残食用ニ遣捨、被召捕候儀之旨申之候付、前書同様察度申聞、再応吟味仕候処、右之外盜致し候儀無之旨申之候得共、右始末不届之段、吟味詰候処、無申披由申之候

(朱書)

「本文被盜主りゑ并湯屋毛吉申合、つるの差置婦り候

衣類差出兼而訴出申口符合仕候

一前書取上置候品銭、追而落着之節、夫々主江渡し遣候様可仕候」

成瀬因幡守  
掛  
水野若狭守」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀、黄紙下ケ札を以相伺申候、以上

申  
四月  
駒井相模守

四 静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」

1 寛政十一年 平人之身分ニ而穢多を致女房、穢多共奉公口入いたし候一件御仕置伺書

(大阪 寛政十一未従四月同十二申至二月 江戸上り御仕置伺留」所収)

(内表紙)

「寛政十一己未年四月廿三日水野若狭守持参、同四月廿六日御老中江進達、同八月七日御下知済(朱書)

平人之身分ニ而穢多を致女房  
穢多共奉公口入いたし候一件  
御仕置伺書

篠山十兵衛御代官所撰州西成郡下新庄村百姓幸七儀、穢多を致女房、其上穢多共を多人数同村又者同郡吹田村百姓家江奉公差出、口入料取候趣風聞ニ付、召捕入牢申付、追々吟味仕候処、引合之内、土井大炊頭領分之物の御座候間、一件吟味仕候趣、左之通ニ御座候

篠山十兵衛御代官所  
撰州西成郡下新庄村  
百姓

去年十月九日入牢  
同十二月六日重病ニ付、下宿所預  
幸 七  
未四拾四歳

(黄紙下ケ札)  
此幸七儀、さち与密通之上、穢多与申儀乍存、夫婦ニ相成、殊利欲ニ拘、さち所縁を以、穢多共多人数、百姓町家江奉公ニ差出、口入料取候段、不届ニ付、入墨之上当表穢多村年寄江引渡、向後穢多仲間江差加候様可申渡候哉

右之もの吟味仕候処、代々百姓ニ而下新庄村ニ致住居候処、八ヶ年以前子年丹波国何鹿郡上林ノ庄殿村次郎八



後家くに娘メカさちメカ与申者下新庄村近辺在々江日雇働ニ罷越  
居候内、不斗致密通、

(朱書)

「書面さち吟味仕候趣、次之ヶ条ニ申上候」

此もの方江差置候処、同国同郡八田郷大安村儀儀右衛門  
悴次郎吉奉公望候由、致世話呉候様、さち相頼候付、  
則同村百姓茂助方江口入いたし遣、請人ニ立、親判者父  
礒右衛門いたし、猶又五ヶ年以前卯年十二月丹後国加  
佐郡八田村惣五郎悴藤吉与申者、同村百姓弥三兵衛方  
江請人ニ立、奉公ニ有来遣、其後さち与身分之儀等語合  
候処、さち者不及申、次郎吉・藤吉儀も穢多之由承之、  
驚入候得共、今更愛憐難黙止、さち伯父丹波国何鹿郡  
安國寺村穢多善助江熟談之上、改而女房ニ貫請、村方之  
者共江者弥以穢多与申儀押隠、人別ニ差加、夫婦相暮、  
一子も出生いたし、さち妹とめも同村惣助方江奉公ニ  
出遣、

(朱書)

「書面善助并くに吟味仕候趣、奥之ヶ条ニ申上候」

前書茂助・弥三兵衛・惣助江も奉公人穢多与申儀者相包

置候由、然ル処、其後右所縁を以、丹波・丹後之内所々  
之穢多共追々奉公口入之儀頼来、尤平人ニ混候儀不成  
筋与者存罷在候得共、右躰世話いたし遣候得者乍少々も  
口入料申請、差当貧窮之凌ニも相成候付、引請、都合  
拾六人同村又者吹田村百姓家江奉公ニ出遣、何れも請人  
ニ相立、親判者銘々親兄弟又者摂州西成郡大道新家村  
百姓九兵衛・同郡上新庄村百姓忠右衛門頼遣、親判為  
致、

(朱書)

「書面奉公ニ出候もの共并親判いたし遣候もの、且主

人等吟味仕候趣、奥之ヶ条ニ申上候」

勿論主人江者穢多与申儀相包、奉公人共給銀之内分爲世  
話料壱人前五匁宛貫請、当座ニ遣捨、猶又去午九月奉  
公人致口入候天満空心町川崎屋清兵衛方ニ而、京橋四  
丁目帯屋市兵衛方ニ奉公人入用之由承之候付、前書何  
鹿郡物部村穢多久右衛門娘欠カとめを清兵衛方江召  
連、身元慥成もの之由申聞、同人分市兵衛方江目見働  
ニ遣置候内、相頭被召捕候由申之候

(朱書)

「書面市兵衛・清兵衛儀、幸七申口符合仕、吟味之上、  
とめ素性穢多与申儀始而承之、驚人候由申之、未召  
抱候儀ニも無之候間、兩人共とめ身元致不札ニ候段、  
不念ニ付、叱り置候様可仕与奉存儀」

右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

右

下新庄村

百姓幸七女房

高原小屋預

き ち  
未式拾五歳

(黄紙下ケ札)

此きち儀、穢多之身分ニ而百姓幸七与致密通、  
其後女房ニ相成、且穢多共奉公世話幸七江相  
頼候より多人数引請、百姓町家等江奉公ニ出  
候仕儀ニ相成、旁不埒ニ付、五十日手鎖可申  
付候処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引  
渡、相当之答申付候様可申渡候哉

右之もの吟味仕候処、殿村穢多くに娘ニ而平人ニ混候事  
不相成儀者并居候得共、八ヶ年以前下新庄村近辺江日  
雇持ニ罷出居候内、

(朱書)

「書面被雇先者数口ニ而被雇日数も纔宛之儀、殊年月を  
経候故、名前等不相覚候由、きち申之候」

色情ニ迷、幸七与致密通、其後女房ニ成、且奉公人口入  
之儀頼遣候始末等、幸七申口同様ニ而、此度吟味ニ成、  
恐入候旨申之候、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申  
立様無之由申之候

藤掛監物知行所

丹波国何鹿郡上林ノ庄殿村

枝郷

穢多次郎八後家

未三月四日病死

谷縫殿介知行所

同国同郡安國寺村枝郷

穢多

村預

善 助  
未四十四歳

(黄紙下ケ札)

此くに・善助儀、穢多之身分ニ而くに娘きち  
を善助致世話、百姓幸七女房ニ遣、猶又きち  
妹とめも百姓家江奉公為致候始末、不埒ニ付、  
兩人共三十日手鎖可申付候処、穢多之儀ニ付、

善助者当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様申渡、くに儀も存命ニ候ハ、同様可申付ものニ候段、一件之者共江可申渡候哉

右之もの共吟味仕候処、くに娘さちを幸七女房ニ遣候次第并くに娘とめを下新庄村惣助方江奉公ニ遣、親判者くに分善助江相頼、請人ニハ幸七相立候手續、前書幸七并さち申口符合仕、平人ニ混候儀者不相成儀ニ候得共、国元穢多村多分困窮ニ而抱候ものも無之候付、難儀之余、幸七相頼、奉公ニ差出、又者縁談等取組候儀ニ而、今更吟味請候而者恐入候旨申之候、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面くに儀、吟味取締候後、村預帰村申付置候処、頭書之通致病死候旨、村方之者訴出候付、三浦伊勢守・松下信濃守江懸合、彼表より檢使差遣、死骸相改候処、病死ニ無相違、怪敷儀無御座候付、死骸仮片付申付置候」

谷播磨守領分丹波国何鹿郡八田郷大安村枝郷穢多穢右衛門倅ニ而親判同人、請判幸七相立、去ル年十二月今来ル申年十二月迄給銀百貳拾日ニ相極  
 篠山十兵衛御代官所  
 撰州西成郡下新庄村  
 百姓茂助下男  
 元居村穢多共江預 次郎 吉  
 未貳拾貳歳

牧野佐渡守領分丹後国加佐郡八田村枝郷穢多惣五郎倅ニ而親判無之、請判幸七相立、去ル卯年十二月今来ル酉年十二月迄給銀百五拾日ニ相極  
 同 村  
 百姓弥三兵衛下男  
 藤 吉  
 未拾八歳

谷播磨守領分丹波国何鹿郡山家村枝郷穢多源六倅ニ而親判同国同郡岸田村元七、請判幸七相立、去ル辰年十二月今来ル申年十二月迄給銀百七拾五匁ニ相極  
 同 村  
 百姓政右衛門下男  
 宗 助  
 未貳拾貳歳

(朱書)

「書面元七呼出之儀、三浦伊勢守・松下信濃守江懸合候処、去々巴年三月致欠落、当時村方ニ罷在旨申越候付、猶召捕候手当申付置候」

九鬼式部少輔領分同国同郡東粟村枝郷穢多源兵衛娘ニ而親 同 村

判撰州西成郡大道新家村九兵衛、請判幸七相立、去ル辰年十二月より去午年十二月迄給銀百貳拾目相極

同 百姓次兵衛下女 さ わ 未貳拾三歳

九鬼式部少輔領分丹波国何鹿郡東栗村枝郷穢多半四郎娘ニ

右 下新庄村

而親判撰州西成郡上新庄村忠右衛門、請判幸七相立、去ル辰年十二月去午年十二月迄給銀百目相極

前書茂助下女 つ た

元居村穢多共江預

未三拾壹歳

藤掛監物知行所同国同郡上林ノ庄殿村枝郷穢多次郎八後家

同 村

くに娘ニ而親判同郡安國寺村枝郷穢多善助、請判幸七相立、去ル辰年十二月去午年十二月迄給銀百目相極

同 百姓惣助下女 と め 未貳拾貳歳

牧野佐渡守領分丹後国加佐郡丸田村枝郷穢多久八妹ニ而親判同人、請判幸七相立、去ル辰年十二月去午年十二月迄給銀百目相極

同 村

百姓吉右衛門下女 ま つ 未貳拾壹歳

朽木近江守領分丹波国天田郡長田村枝郷穢多甚四郎娘ニ而親判同人、請判幸七相立、去々巳年十二月去来ル酉年十二月迄給銀百貳拾目相極

同 村 百姓助右衛門下女 き よ 未拾八歳

朽木近江守領分丹波国天田郡長田村枝郷穢多平右衛門娘ニ而親判撰州西成郡下新庄村惣七、請判幸七相立、去々巳年十二月去来未年十二月迄給銀百五匁ニ相極

同 村 三朱書 前書弥兵衛下女 未二月廿六日病死 い そ

(朱書) 書面惣七吟味可仕候処、欠落仕候付、日切を以所之者江尋申付、猶召捕候手当申付置候

幼少下新庄村幸助養育請、兼々此もの素性丹波国穢多之由成人之後幸助承、勿論実親之名所等耻与不及承、幸助致親判、請判幸七相立、去々巳年十二月去来未年十二月まで給銀八拾五匁ニ相極

同 村 百姓藤右衛門下女 つね事 さ ん 未貳拾五歳

「書面幸助吟味可仕候処、欠落仕候ニ付、日切を以所之者江尋申付候、猶召捕候手当申付置候」

谷縫殿介知行所丹波国何鹿郡  
安國寺村枝郷穢多藤七悴<sup>二</sup>而  
親判無之、請判幸七相立、  
去々巳年十二月<sup>〆</sup>去去年十二月  
迄給銀百七拾目<sup>二</sup>相極

竹中求馬知行所  
撰州嶋下郡吹田村  
百姓弥三右衛門下男  
嘉 七  
元居村穢多共江預  
未式拾六歳

牧野佐渡守領分丹後国加佐郡  
八田村枝郷穢多惣五郎娘<sup>二</sup>而  
親判同人、請判幸七相立、  
去々巳年十二月<sup>〆</sup>去去年十二月  
迄給銀四拾五匁<sup>二</sup>相極

同 村  
百姓弥右衛門下女  
や す  
未式拾壹歳

前書大安村穢多磯右衛門悴<sup>二</sup>  
而親判同人、請判幸七相立、  
去々巳年正月<sup>〆</sup>去去年十二月  
迄給銀百三拾目<sup>二</sup>相極

右  
下新庄村  
百姓佐兵衛下男  
友 七  
未式拾六歳

同領分同郡桑飼村枝郷穢  
多吉兵衛弟<sup>二</sup>而親判同人、請  
判幸七相立、去々巳年十二月  
<sup>〆</sup>去去年十二月迄給銀百四拾  
五匁<sup>二</sup>相極

同 村  
百姓惣兵衛下男  
嘉 七  
未三拾歳

九鬼式部少輔領分丹波国何鹿  
郡物部村枝郷穢多新兵衛後家  
さく悴<sup>二</sup>而親判同人、請判幸  
七相立、去々巳年十二月<sup>〆</sup>來  
ル戌年十二月迄給銀百四拾五  
匁<sup>二</sup>相極

右  
下新庄村  
百姓九助下男  
権 太郎  
未拾八歳

牧野佐渡守領分丹後国加佐郡  
大川村枝郷穢多作助悴<sup>二</sup>而親  
判同人、請判幸七相立、去々  
巳年十二月<sup>〆</sup>去去年十二月迄  
給銀百七拾目<sup>二</sup>相極

小堀縫殿御代官所  
撰津嶋下郡吹田村  
百姓庄兵衛下男  
権 七  
未式拾六歳

右同村穢多久右衛門悴<sup>二</sup>而親  
判同人、請判幸七相立、去々  
巳年十二月<sup>〆</sup>去去年十二月迄  
給銀百五拾目<sup>二</sup>相極

同 人下男  
甚 六  
未式拾六歳

九鬼式部少輔領分丹波国何鹿  
郡東栗村枝郷穢多惣右衛門娘  
<sup>二</sup>而親判無之、請判幸七相立、  
去去年六月<sup>〆</sup>同十二月迄給銀四  
拾目<sup>二</sup>相極

右  
下新庄村  
前書吉右衛門下女  
いち事  
そ よ  
未式拾五歳

右同村穢多市郎兵衛娘ニ而親判無之、請判幸七相立、去年七月ノ同十二月迄給銀貳拾式匁ニ相極

同領分同国同郡物部村枝郷穢多久右衛門娘ニ而市兵衛方江目見ニ罷越、未給銀等相極不申

(黄紙下ケ札)

〔此次郎吉外拾九人之者共儀、穢多与申儀相包、百姓町家江奉公いたし罷在候段、不埒ニ付、銘々二十日宛押込可申付候処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様申渡、いそ儀も存命ニ候ハ、同様可申付者ニ候段、一件之者共、江可申渡候哉〕

右之もの共、吟味仕候処、藤右衛門下女さん儀者頭書之通、幸助ニ幼少ノ養育請成人之上、素性者穢多之由幸助ノ承候得共、親之名所幸助ノ聡与不承、身分穢多与申儀深相包罷在、幸助任申、藤右衛門方江奉公ニ參、

(朱書)

〔書面幸助者さん名前頭書ニも申上候通、致欠落候付、

さん親元相知不申候間、落着之節当表穢多村年寄江引渡、人別ニ差加候様可申渡与奉存候〕

其余之もの共儀者、国元近在ニ而者穢多与申儀人々存居、抱候ものも無之、同穢多共者多分貧窮ニ而、其節奉公人抱候もの無之候付、穢多与申儀者相包、銘々頭書之通幸七請人ニ相立貫、奉公ニ罷越候由申之候、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

〔書面いそ儀、吟味取締候後、元居村江預、帰村申付置候処、頭書之通致病死候旨、村方之もの訴出候付、三浦伊勢守・松下信濃守江懸合、彼表ノ檢死差遣、死骸相改候処、病死ニ無相違、怪敷儀無御座候付、死骸仮片付申付置候〕

右

丹波国何鹿郡八田郷  
大安村枝郷

穢多

未正月十六日病死 穢右衛門

同国同郡山家村  
枝郷

同月廿二日病死  
穢多 源 六

同国同郡東栗村  
枝郷

他参留 源 兵衛  
未四拾貳歳

他参留 半 四郎  
未五拾四歳

同 惣右衛門  
未三拾四歳

同 市郎兵衛  
未四拾四歳

丹波国何鹿郡安國寺村  
枝郷

穢多

未正月廿三日病死 藤 七

同国同郡物部村

枝郷

穢多新兵衛後家

他参留 き く  
未五拾歳

同 久右衛門  
未五拾八歳

同国天田郡長田村  
枝郷

同 甚 四郎  
未五拾四歳

未三月十九日病死 平右衛門

丹後国加佐郡八田村  
枝郷

他参留 惣 五郎  
未六拾歳

同国同郡丸田村  
枝郷

穢多

同 久 八  
未三拾壹歳

丹後国加佐郡桑飼村  
枝郷

穢多

未正月十六日病死 吉 兵衛

同国同郡大川村  
枝郷

穢多

未正月十四日病死  
作 助

(黄紙下ケ札)

此穢右衛門外拾四人之者共儀、穢多与申儀相包、  
子とも并弟妹共百姓町家等江奉公ニ差出置候段、  
不埒ニ付、銘々三十日宛押込可申付候処、穢多之  
儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候  
様申渡、穢右衛門・源六・藤七・平右衛門・吉兵  
衛・作助儀も存命ニ候ハ、同様可申付ものニ候段、  
一件之者共江可申渡候哉

右之もの共吟味仕候処、いづれも貧窮ニ而子とも奉公  
為致度存候処、差出方差支候付、平人ニ混候事者不相  
成儀兼々弁居候得共、無抛幸七請人ニ相頼、穢多与申  
儀者深相包、前書之通銘々平人之内江差出置候儀ニ而、  
年々村方宗旨人別改之節者右之段此もの共村方穢多頭  
江者包隠、撰州辺江奉公ニ差出候与計申聞置候処、此度  
相頭、吟味請、一同恐入候旨申之候、右始末不埒之旨、  
吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

〔書面穢右衛門・源六・藤七儀、吟味取締候後、他參  
留、帰村申付置候処、銘々頭書之通致病死候付、其  
時々火葬いたし候旨、跡ニ而村方之もの断出候付、右  
鉢吟味中之ものニ付、葬候以前断出、差図請候上可  
葬処、無其儀候付、変死等仕候儀押隠候儀ニ可有之  
旨察度申聞、相糺候処、曾而左様之儀ニ者無之、断出  
候儀不心付旨申立候付、葬候砌相改候右寺住持・医  
師并村役人共相糺候処、病死ニ無相違、怪敷儀無之  
旨銘々口上書差出、村方之者共全之不念与相聞候  
付、右村役之もの共叱り置申候

一書面吉兵衛・作助儀、吟味取締候後、他參留、帰村  
申付置候処、銘々頭書之通致病死候間、領主役所江  
村方之もの追々訴出候付、領主佐渡守家来罷越、死  
骸相改候処、病死ニ無相違、怪敷儀無御座候旨申越  
候間、死骸仮片付申付置候

一書面平右衛門儀、是又吟味取締候後、他參留、帰村  
申付置候処、頭書之通致病死候旨、村方之もの訴出



候付、三浦伊勢守・松下信濃守江懸合、彼表々檢使  
差遣、死骸相改候処、病死ニ無相違、怪敷儀無御座  
候付、死骸仮片付申付置候」

土井大炊頭領分  
摂州西成郡大道新家村

百姓

他參留

九兵衛  
未四拾歳

同領分

同州同郡上新庄村

百姓

未二月廿二日病死

忠右衛門

(黄紙下ケ札)

九兵衛・忠右衛門儀、穢多与者不存、幸七心  
易いたし候逆、身元等不存ものを任頼、親判  
いたし遣候段、不念ニ付、久兵衛者過料三貫  
文申付、忠右衛門儀も存命ニ候ハ、同様可申  
付者ニ候段、一件之者共江可申渡候哉

右之もの共吟味仕候処、下新庄村幸七者近村ニ而兼而致  
心易候処、前書次兵衛下女きわ<sup>マ</sup>・茂助下女つた身元儘  
成もの之由申之、親判いたし遣具候様任頼、篤与生所

身元等も不相糺、卒忽ニ親判いたし遣候処、此度吟味  
之上右之もの共穢多之旨始而承、驚人候旨申之候、右  
始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面忠右衛門儀、吟味取締候後、他參留申付置候処、  
当二月廿二日病死いたし候旨、村方之者訴出候付、  
為檢使私共組同心差遣、為改候処、病死ニ無相違、怪  
敷儀無御座候付、死骸仮片付申付置候」

右

丹波国

大安村

山家村

東栗村

安國寺村

殿村

物部村

長田村

右

村々枝郷穢多

組頭共

右

丹後国

八田村

丸田村  
桑飼村  
大川村

右  
村々枝郷

穢多

未正月十六日病死

平三郎

(黄紙下ケ札)

此穢多組頭并穢多頭平三郎儀、穢多共百姓町家等江奉公ニ差出置候を不存、穢多共申立等閑ニ承置、勤先等不相糺、宗旨人別改之節も畢竟糺方不行届今平人ニ相混候様相成、一同不念ニ付、急度叱置可申候処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様申渡、平三郎儀も存命ニ候ハ、同様可申付ものニ候段、一件之者共江可申渡候哉

右之もの共吟味仕候処、前書之通平人ニ混候事不相成儀者一同兼々相弁居候事ニ而百姓町家等江奉公ニ差出候儀者決而有之間鋪与存、宗旨人別之節、穢多共申立之通撰州之穢多共方江奉公ニ罷越居候儀与等閑ニ承置、銘々村々本郷庄屋年寄江も其趣申立、人別帳印形いたし差出候儀ニ候処、此度吟味之上百姓町家江奉公いたし居

候段、始而承之、驚入候旨申之候、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面平三郎儀、吟味取締候後、他參留、帰村申付置候処、頭書之通致病死候付、領主役所江村方之もの訴出候付、領主佐渡守家来罷越、死骸改候処、病死ニ無相違、怪敷儀無御座候旨申越候間、死骸仮片付申付置候」

右

丹波国

大安村  
山家村  
東栗村  
安國寺村

殿村

物部村  
長田村

右

丹後国

八田村  
丸田村  
桑飼村  
大川村

右  
村々  
庄屋  
年寄

(黄紙下ケ札)

此大安村外拾ヶ村庄屋年寄共儀、枝郷穢多共百姓町家等江数多奉公ニ出居候を不心付、穢多共申立等閑ニ承置、勤先等も不相糺、宗目人別改之節も畢竟糺方不行届故之儀、不念ニ付、叱置可申候哉

右之もの共吟味仕候処、穢多平人ニ混候事不相成儀、一同兼々相弁罷在、穢多共人別改候砌、前書穢多共奉公ニ差出置候由、組頭并穢多頭申聞候節、等閑ニ承、奉公先名前等も不相糺、此度吟味之上、右穢多共百姓町家等江奉公いたし居候段、始而承之、驚人候旨申之候、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

右  
下新庄村  
百姓  
茂助  
未四拾三歳

弥三兵衛 未三拾歳  
政右衛門 未四拾式歳  
次兵衛 未七拾三歳  
惣助 未三拾六歳  
吉右衛門 未三拾式歳  
助右衛門 未三拾三歳  
藤右衛門 未四拾八歳  
佐兵衛 未式拾五歳  
九助 未三拾四歳  
弥右衛門 未四拾八歳  
惣兵衛 未六拾七歳

弥兵衛  
未四拾歳

吹田村  
百姓

弥三右衛門  
未六拾三歳

庄兵衛  
未四拾歳

(黄紙下ケ札)

此茂助外拾四人之者共儀、奉公人召抱候上者  
身元請人有之候共、人別ニも加候儀、猶又入  
念可相糺処、不行届、穢多共召仕居候段、不  
念ニ付、過料三貫文宛可申付候哉

右之もの共吟味仕候処、いづれも奉公人共召抱候節、  
幸七身元能存罷在、慥成もの之由ニ而同人請人相立候  
付、穢多与申儀曾而不存、生所等茂篤与不相糺、銘々抱  
置候処、此度吟味ニ成、穢多与申儀一同始而承、驚入候  
旨申之候、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無  
之由申之候

右

下新庄村  
吹田村

庄屋  
年寄

(黄紙下ケ札)

此庄屋年寄共儀、村方江穢多共入込奉公いた  
し罷在候儀不存、殊下新庄村江者多人数入込  
罷在候上、幸七女房さち素性穢多と申儀も吟  
味之節迄不存候段、別而改方不行届、不念ニ  
付、下新庄村庄屋者過料三貫文申付、吹田村  
庄屋并両村年寄共ハ急度叱置可申候哉

右之もの共吟味仕候処、村方ニ多人数穢多共入込奉公  
いたし居候儀曾而不存、殊下新庄村之もの共者幸七女  
房さち素性穢多与申儀も曾而不存、此度吟味之上始而  
承、驚入候旨申之候、右始末不念之旨、吟味詰候処、  
可申立様無之由申之候

未

四月

掛 成瀬因幡守  
水野若狭守

成瀬因幡守

掛

水野若狭守

同様可申付者ニ候段、一件之者共江可申渡候

篠山十兵衛御代官所

撰州西成郡下新庄村

百姓茂助下男

次郎吉

同村

百姓弥三兵衛下男

藤吉

同村

百姓政右衛門下男

宗助

同村

百姓次兵衛下女

さわ

同村

前書茂助下女

まつま

同村

百姓惣助下女

とめ

同村

百姓吉右衛門下女

まつ

同村

百姓助右衛門下女

まつ

篠山十兵衛御代官所

撰州西成郡下新庄村

百姓

幸七

敲之上非人手下

申付、其地穢多村

年寄江引渡可申候

三十日手鎖可申付処、穢多

之儀ニ付、相当之咎可申付

段申渡、其地穢多村年寄江

引渡可申候

右下新庄村

百姓幸七女房

さち

藤掛監物知行所

丹波国何鹿郡上林ノ庄殿村

枝郷

穢多次郎八後家

病死

くに

谷縫殿介知行所

同国同郡安國寺村枝郷

穢多

善助

急度叱可申処、穢多之儀

ニ付、相当之咎可申付旨申

渡、其地穢多村年寄江引

渡、くに儀も存命ニ候得者

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

同村  
きよ

前書弥三兵衛下女  
病死  
いそ

同村  
百姓藤右衛門下女  
つね事

さん

竹中求馬知行所

撰州嶋下郡吹田村  
百姓弥三右衛門下男

嘉七

急度叱り可申処、穢多之儀ニ付、相当之咎可申付旨申渡、其地穢多村年寄江引渡、いそ義も存命ニ候得者同様可申付者ニ候段、一件之者共江可申渡候

右

下新庄村

百姓佐兵衛下男

同村  
友七

百姓九助下男

同村  
権太郎

同村下男  
一甚六

同村  
百姓弥右衛門下女

同村  
百姓惣兵衛下男  
嘉七

小堀縫殿御代官所

撰州嶋下郡吹田村  
百姓庄兵衛下男

権七

右

下新庄村

前書吉右衛門下女

いち事  
そよ

同村  
百姓弥兵衛下女

京橋四丁目  
百姓弥兵衛下女  
ゆき

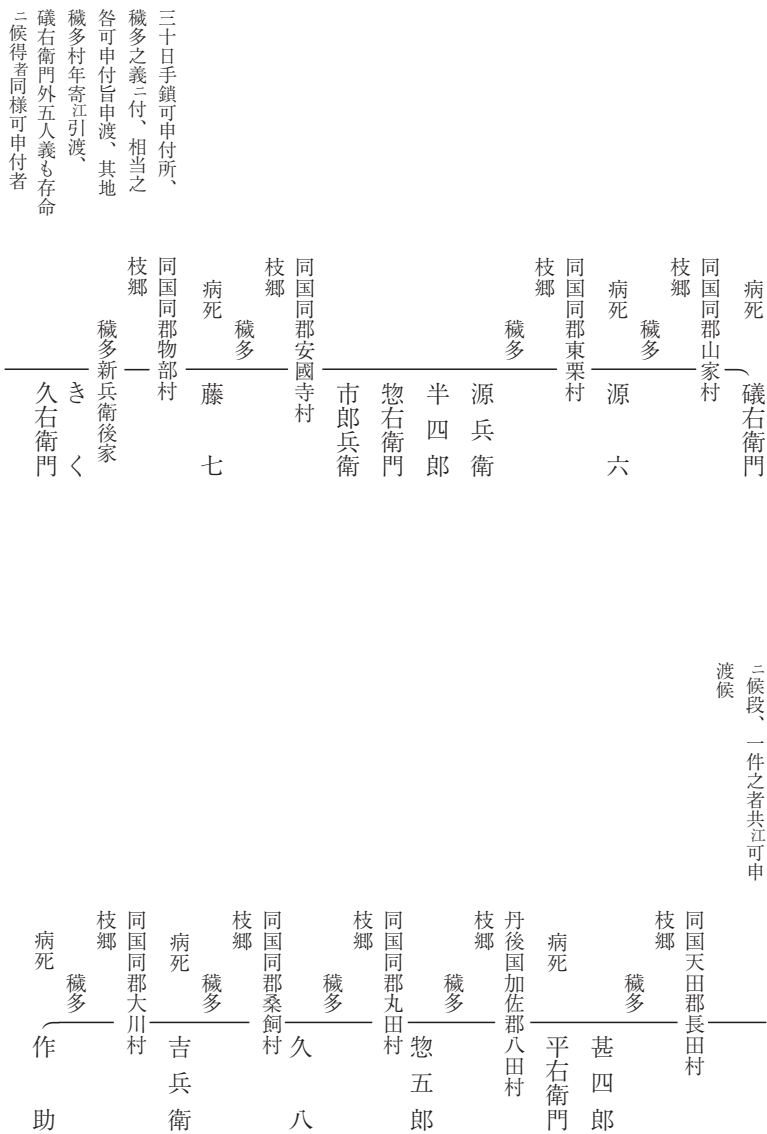
带屋市兵衛方江下女奉公  
目見ニ参居候  
とめ

右

丹波国何鹿郡八田郷

大安村枝郷

穢多



大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

土井大炊頭領分  
撰州西成郡大道新家村

百姓

九兵衛

同領分

同州同郡上新庄村

九兵衛ハ急度叱り、  
忠右衛門義も存命ニ  
候ハ、同様可申付者ニ  
候段、一件之者共江可  
申渡候

病死

百姓

忠右衛門

右

丹波国

大安村

山家村

東栗村

安國寺村

殿村

物部村

長田村

右

村々枝郷穢多

組頭共

右

丹後国

八田村

丸田村

桑飼村

急度叱り可申処、穢多之  
義ニ付、其地穢多村年  
寄江引渡、相当之咎申  
付候様申渡、平三郎儀も  
存命ニ候ハ、同様可申付

者ニ候段、一件之者共江可  
申渡候

大川村

右

村々枝郷

穢多頭

病死

平三郎

右

丹波国

大安村

山家村

東栗村

安國寺村

殿村

物部村

長田村

右

丹後国

八田村

丸田村

桑飼村

大川村

右

村々

庄

寄屋

叱り



急度叱り

右

下新庄村  
百姓

茂 助

弥三兵衛

政右衛門

次兵衛

惣 助

吉右衛門

助右衛門

藤右衛門

佐兵衛

九 助

弥右衛門

惣兵衛

弥兵衛

弥三右衛門

庄兵衛

吹田村  
百姓

右

下新庄村  
吹田村

〔庄  
年 寄 屋

右之通御仕置可被申付候、以上

八月

2 寛政十一年 盜賊取逃かたり御構之場所江立入、

穢多平人ニ交候者共御仕置伺書

〔大阪 寛政十一未九月十月 御仕置伺留〕所収

(内表紙)

〔寛政十一己未年九月十六日持参

同十月朔日付札直相達

同十日承付、持参(朱書)

盜賊取逃かたり御構之場所江

立入、穢多平人ニ交候者共

御仕置伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

未  
十月朔日

成瀬因幡守

篠山十兵衛御代官所

摂州西成郡北野村

小山屋

忠兵衛

(附札)  
此忠兵衛儀、伺之通  
敲可被申付候

未八月四日入牢  
同九月十五日申口相分 未四拾六歳  
下宿所預

(黄紙下ケ札)

此忠兵衛儀、人家外圍垣ニ建掛ケ有之品、無断持  
帰候段、盗取候同然、不届ニ付、敲可申付候哉

(紺書)  
「御定相当」

右忠兵衛吟味仕候処、当八月三日朝六ツ時頃、家内ニ  
病人有之、医師呼ニ罷越候帰り掛ケ、同村尼崎屋寿兵  
衛屋敷外圍垣ニ障子四枚建掛ケ有之、不斗悪心差発、  
持帰候途中ニ而被捕候旨申之ニ付、

(朱書)

「右被盗主寿兵衛儀、当月三日朝見改候処、障子八

枚・襖式枚被盗取候哉不相見旨、其節訴出申口符合  
仕候」

実者寿兵衛方江立入、盗取隠置候品も可有之旨、察度  
申聞、再応嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之旨申之  
候得共、前書之始末不届之旨、吟味詰候処、無申披旨  
申之候

無宿

若の

未八月四日入牢

吉兵衛

未三拾三歳

(附札)  
此吉兵衛儀、伺之通  
撰河両国弘可被申付  
候

(朱書)

「此もの前名無宿弥兵衛与申候節、質錢  
を取、博奕場之小使仕候付、七年以前  
丑年八月十九日入牢、同九月十九日  
大坂三郷弘申付候ものニ御座候」

(黄紙下ケ札)

此吉兵衛儀、先達而不届有之、大坂三郷弘申付  
候身分不届、御構場所江立入候段、不届ニ付、撰  
河両国弘可申付候哉

(紺書)

「御定相当」

右吉兵衛吟味仕候処、先達而御仕置申付候後者京都ニ罷

在候処、亡父年回ニ相当リ、当表ニ墓所茂有之候付、竊ニ參詣可仕与存、立入候処、被捕候旨申之候得共、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

無宿

(附札)

此藤吉儀、伺之通  
敲可被申付候

未八月四日入牢

馬場の

藤吉  
未貳拾壹歳

(黄紙下ケ札)

此藤吉儀、船着場川岸ニ有之品、又着行衛不知無宿弥七事虎申合、町家人口ニ有之品等盜取候段、不届ニ付、敲可申付候哉

(紺書)

「御定相当」

右藤吉吟味仕候処、去午十一月日限不覚、当表之内町名不存船着場川岸ニ有之候毛綿風呂敷卷内ニ同衣類貳品入盜取、

(朱書)

「右被盜主相知不申候」

同年十二月八日無宿弥七事虎申合、

(朱書)

「右虎行衛相知不申候」

阿波町町家人口ニ有之候毛綿・晒・衣類拾三品、絹・毛綿・帶五筋・絹類かむり巻、錢九百文、銀六匁九分五厘盜取、

(朱書)

「右被盜主者虎屋八三郎与申ものニ而訴出申口符合仕候」

右品之内、此もの盜取候衣類貳品者往来古手買江代錢三百六拾文ニ売払、虎申合盜取候品者同人引請売払候由ニ而、持退候後出会不申候処、被捕候旨申之候

(朱書)

「右往来古手買名所相知不申候」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

(附札)

無宿

此清藏儀、伺之通  
非人手下可被申付候

未九月二日入牢

清藏  
未拾壹歳

(黄紙下ケ札)

此清藏儀、忠兵衛方使之由申偽、錢かたり取候段、不届ニ御座候得共、全当座之存付ニ而、兼而相巧候儀与も不相聞、殊幼少之ものニ付、非人手下可申付候哉

(紺書)  
〔御定〕

拾五歳以下之もの御仕置之事

一 盗いたし候もの

大人之御仕置より  
一等軽可申付

拾五歳以下之無宿者

一 途中其外尔て小盗いたし  
候尔おいて者 非人手下

安永元辰年十二月十四日周防守殿三奉行江御渡

一 拾五歳以下之もの御仕置之儀、仕采之通十四歳

内之ものを幼年之御仕置申付、拾五才より大人之

御仕置可申付候事

一 幼年之もの敲之儀、拾五歳以下ニ而も敲可申付事

但、御定書ニ幼年ニ而致盜候者、大人之御仕置

一等軽可申付与有之候間、敲ニ当り候ものを敲

候而者右御定ニ相当不致候、無宿ニ而無之幼年

もの敲ニ当り候ものハ向後過怠牢可申付事

右之通一統相心得、区々ニ不相成候様可被致候

右御定并御書付ニ見合、伺之通及差図

右清蔵吟味仕候処、先達而長柄町伊勢屋忠兵衛方ニ下

人奉公相勤、同人取引先存罷在候付、不斗当座之存付

ニ而、同人方ニ今以相勤居候躰ニ而使与偽、当七月廿九

日天満龍田町鮫屋伊兵衛方江罷越錢壹貫文、同月晦日

天満三町目河内屋忠兵衛方ニ而錢貳貫文借用いたし度、

口上ニ而申參候処、無異儀相渡候付、請取、

(朱書)

〔右伊兵衛・忠兵衛儀、毎々伊勢屋忠兵衛与取引致シ、

幼少之もの使ニ參候故、無相違事与心得、相渡、跡ニ

而忠兵衛江相断候処、覚無之段申之、全かたり被取

候事与存候由、其節訴出申口符合候〕

右錢之内壹貫百文者当座ニ遣捨、殘錢者居所不存新兵衛

与申もの、途中ニ而出会候節迄、取持帰候旨申之候

(朱書)

〔右新兵衛行衛相知不申候〕

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

(附札)

此吉兵衛伺之通

未九月二日入牢

吉兵衛

敲可被申付候

未三拾貳歳

無宿

(黄紙下ヶ札)

此吉兵衛儀、町家見世先ニ有之品盜取候段、不届ニ付、敲可申付候哉

(紺書)

〔御定相当〕

右吉兵衛吟味仕候処、当八月十日南渡辺町町家見世先ニ有之候毛綿単物壹盜取、

(朱書)

〔右被盜主者播磨屋文兵衛与申ものニ而訴出申口符合仕候〕

右品所持之儘被捕候旨申之候

(朱書)

〔右所持之品取上置、直積申付候処、銀四匁五分御座候、追而落着之節、被盜主江差遣候様可仕与奉存候〕  
右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

(附札)

此圓成儀、伺之通存命ニ候ハ、入墨敲可申付者ニ候段、一件之もの江可被申渡候

当時無宿

未九月二日入牢

圓

成

同月七日牢死

(黄紙下ヶ札)

此圓成儀、念佛寺看坊中同寺什物取逃候段、不届ニ候ハ、入墨敲可申付者ニ候段、一件之もの江可申渡候哉

(紺書)

〔御定相当〕

右圓成吟味仕候処、先達而河州向井村念佛寺看坊ニ罷在候内、不斗悪心差発、什物・花□式・蠟燭建壹・大鉦式・仏書式冊・縁記壹冊・朱椀壹・人前足附膳式膳・銅火錢壹・花皿壹・重箱壹取逃、

(朱書)

〔右圓成取逃いたし候段、其節村方之もの訴出申口符合仕候〕

四品者所持之旨申偽、兼而知ル人撰州天王寺村宮町備後屋半兵衛相頼、同人置主同町三國屋門平請人ニ立、同村土塔町質屋河内屋傳兵衛方江銀百八拾三匁七分之質物ニ差入貰、

(紺書)

〔右半兵衛・門平呼出シ、吟味仕候処、半兵衛儀圓成申聞候趣、実事与存引請、兼而之質判組門平請人ニ

立、質物ニ差入遣候処、吟味ニ相成、右者取逃候品之旨承之、驚人候旨申之、質屋傳兵衛儀も品差出、断出、質取方ニおゐて不念之筋相聞不申品取上置申候、尤一同馴合候筋者不相聞候得共、半兵衛儀右躰出所不札之品引請、質入いたし遣候段、不念ニ付、追而落着之節過料三貫文申付、質代銀者三貫文以上ニ付、判組兩人江償申付、品者願人江差遣候様可仕与奉存候」

(紺書)

「右朱書之もの共、宝曆十一巳年五月御書付相当」

代銀請取、当座ニ遣捨、残之品者河州南花田村小右衛門江預置候処、相頭被捕候旨申之候

(朱書)

「右小右衛門儀、圓成所持之由ニ而暫預置呉候様申之ニ付、別儀も無之品与存、預置候処、吟味相成、右者取逃候品之旨承之、驚人候旨申之、品差出、断出候間、取上置申候、尤馴合候筋相聞不申品、直積申付候処、銀三匁九分御座候、落着之節願人江差遣候様可仕与奉存候」

(紺書)

「右朱書之小右衛門出所不相札品預候ものニ候得者、明和九辰年四月御書付ニ見合候得者、急度叱りニ可有之ものニ候処、其儀右朱書ニ不相見候、併輕キ御咎之義、殊奉行之見込茂有之事故、伺之通及差図」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

(朱書)

「右圓成儀、吟味取締候上、当九月七日病氣差免相果候付、為檢使両組同心差遣、為改候上、死骸仮片付申付置候」

(附札)

此岩松儀、伺之通

未九月二日入牢

岩松

入墨敲可被申付候

未拾六歳

当時無宿

(黄紙下ケ札)

此岩松儀、当座之存付与八作申、所々ニ品品かたり取候段、不届ニ付、入墨敲可申付候哉

(紺書)

「御定相当」

右岩松吟味仕候処、先達而木津川町兵庫屋善四郎方ニ下人奉公相勤居候付、同人取引先名所相覚居候付、不

斗悪心差発、当座之存付ニ而今以善四郎方ニ下人奉公相勤居候躰ニ仕成、同人入用之由申偽、当七月廿四日豊嶋町釘屋久兵衛方ニ而船釘掛ケ目壹貫百目、同月廿七日橘通壹町目鋳屋五兵衛方ニ而銅延板三枚・同鋳釘百五拾本、同日寺嶋町新宮屋伊兵衛方ニ而莖紙壹貫、同八月四日宗右衛門町丹波屋林藏方ニ而割多葉粉三玉かたり取、

(朱書)

「右久兵衛・五兵衛・伊兵衛・林藏儀、岩松者善四郎下人得心得、同人使之由任申、品々相渡候処、吟味之上岩松かたり取候由承之、驚人候段申之、申口符合仕候」

右品所持商物之由申偽、釘者吉田町堺屋佐兵衛江代錢七百九拾文ニ売払、

(朱書)

「右佐兵衛儀、古銅株ニ加り致渡世、岩松申聞候趣、実事与存買取、猶又見世売ニいたし候処、吟味相成、右品かたり取候品之由承之、驚人候旨ニ而、右代錢差出、断出候間、取上置申候、尤馴合候筋ハ不相聞候

得共、買請候節証人無之、不念ニ付、追而落着之節、代錢損失申付、右代錢被語主江差遣候様可仕与奉存候」

(紺書)

「右朱書之佐兵衛御定相当」

残之品者往来古手買江代錢壹貫九百七拾文ニ売払、

(朱書)

「右往来古手買名所相知不申候」

右錢当座ニ遣捨候処、被捕候旨申之、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披旨申之候

永井日向守御預所

撰州東成郡北平野町

式町目塩屋利助借屋

京屋

太 吉

(附札)

此大吉儀、伺之通

未九月二日入牢

同月十五日申口相分

未三拾五歳

下宿所預

(黄紙下ケ札)

此大吉儀、いさ与密通之上、夫婦之契約いたし候後、穢多与乍承其分ニ罷過、同居居村退候後も慕參、暫も同家ニ罷在候段、不埒ニ付、非人手下可申付候哉

差図

右太吉儀、同州穢多村新屋敷町大和屋伊兵衛方江立入、紛敷相聞候付、吟味仕候処、同州天王寺村中小路町天満屋宗玄世話を以、

(朱書)

「右宗玄呼出シ候処、追々変宅いたし、当時居所相知不申候」

いさと申女、当三月今日雇いたし候内、密通仕、夫婦之契約いたし、町内江も相届、相暮罷在、出生相尋候処、右伊兵衛娘之由申之、穢多と申儀、其節承候得共、一旦申為替候事ニ付、致其分、当七月廿七日用向有之、他出いたし、同八月十四日罷帰候処、女房いさ家内ニ罷在候付、此もの用向ニ而他出いたし、帰延引之儀、全いさ身分を被疎候事与相察、親元江逃帰候儀与存、直ニ尋參、一兩日逗留いたし候内、被捕候旨申之、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

(附札)

此いさ儀、伺之通同村年寄江引渡、相当之

親元江預

同人女房

いさ

未式拾八歳

(紺書)

「右類例

当未四月廿六日宿次ニ而進達、同八月七日付之宿次ニ而御下知相済、平人之身分ニ而穢多を致女房、穢多共奉公口入いたし候一件之内

篠山十兵衛御代官所

撰州西成郡下新庄村

百姓

幸 七

右幸七儀、さち与密通之上、穢多与申儀乍存夫婦ニ相成、殊利欲ニ拘、さち所縁を以穢多共多人数百姓町家江奉公ニ差出、口入料取候段、不届ニ付、入墨之上当表穢多村年寄江引渡、向後穢多仲間江差加候様可申渡候哉

御差図

敲之上非人手下申付、其地穢多村年寄江引渡可申候

右太七儀、いさ与密通之上、夫婦ニ相成候迄之ものニ

而、利欲ニ拘候義無之ニ付、右類例ニ見合、伺之通及



(黄紙下ヶ札)

此いさ儀、穢多之身分ニ而平人ニ相交候段、不埒ニ付、急度叱り置可申候処、穢多之儀ニ付、同村年寄江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

(緋書)

〔右類例〕

当未四月廿六日宿次ニ而進達、同八月七日付之宿次ニ而御下知相済候、平人之身分ニ而穢多を致女房、穢多共奉公口入いたし候一件之内

摂州西成郡下新庄村

百姓幸七女房

き ち

右きち儀、穢多之身分ニ而百姓幸七与致密通、其後女房ニ相成、且穢多共奉公世話幸七江相頼候より、多人数引請、百姓町家等江奉公ニ出候仕儀ニ相成、旁不埒ニ付、五十日手鎖可申付候処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

御差図

三十日手鎖可申付処、穢多之儀ニ付、相当之

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

咎可申付段申渡、其地穢多村年寄江引渡可申候

右いさ平人ニ相交候迄のものニ而、外ニ不埒無之間、右類例ニ見合、伺之通及差図

右いさ吟味仕候処、親伊兵衛困窮ニ相暮候付、奉公持仕度存居候内、兼而導引渡世いたし罷在候前書宗玄儀世話いたし可遣旨ニ付、同人方江罷越、猶太吉方江被雇參、密通之上夫婦之契約いたし、身柄申明シ候趣者、太吉申口符合仕、其後同人用向ニ付、他出仕、帰延引ニ付、全此者身分を疎候故、不立帰儀与其節ニ至後悔致シ、親元江逃帰候処、吟味相成候旨申之、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

摂州西成郡穢多村

新屋敷町池田屋次右衛門

借屋

大和屋

伊兵衛

未五拾八歳

(附札)

此伊兵衛儀、伺之通同村

年寄江引渡、相当之

咎申付候様可被申渡候

四九

〔黄紙下ヶ札〕

此伊兵衛儀、いさ申合、最初平人ニ為相交儀儀ニ者無之候とも、宗玄奉公之世話いたし候ハ、行先をも相糺可申処、任打置候分既いさ平人ニ相交候仕儀ニ相成、不束ニ付、急度叱り置可申候処、穢多之儀ニ付、同村年寄江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

〔紺書〕

〔右類例〕

寛政八辰年八月廿三日伊豆守殿江自分直達、遠州内野村三郎兵衛外志人分同村役人并百姓共相手取品々申立候一件吟味伺書之内

内野村

番非人

鉄 平

右鉄平儀、娘しのを下女ニ相雇度旨、庄屋茂兵衛申聞候由、辞退も不致、非人之身分を以しのを茂兵衛下女ニ差出候段、不束ニ付、叱り置可申処、非人之義ニ付、相当之咎可申付旨申渡、穢多彈左衛門江引渡可申候

〔右類例ニ見合、伺之通及差図〕

右伊兵衛吟味仕候処、困窮ニ付、娘いさ相對得心之上、奉公ニ差出候積ニ而宗玄致世話候趣いさ申口符合仕候得共、定而同烈之村方江差遣呉候儀与相心得居候処、罷婦候上、平人ニ相交候段承之、驚人候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

撰州西成郡穢多村

新屋敷町家主

池田屋

次右衛門

未式拾貳歳

年寄

出雲屋

太右衛門

未六拾壹歳

〔附札〕

此次右衛門・太右衛門儀、伺之通同村外年寄江引渡、相当之咎申付候様可被申渡候

〔黄紙下ヶ札〕

此次右衛門・太右衛門儀、いさ穢多之身分ニ而平人太吉女房ニ相成居候儀不存罷在候段、全人別改方不行届故之儀、不念ニ付、急度叱り置可申候処、穢多之儀ニ付、同村外年寄江引渡、相当之咎可申付段可申渡候哉

〔紺書〕

〔右類例〕

当未四月廿三日水野若狭守相伺、同八月十七日及差  
図、穢多之身分ニ而素性を隠、平人ニ混候一件之内

谷播磨守領分

丹波国何鹿郡大安村

朽木近江守領分

同国天田郡長田村

庄屋  
年寄

右庄屋年寄儀、枝郷穢多市助悻伊兵衛、藤三郎娘  
つる、百姓家江奉公ニ出居候を不存、穢多共申立  
等閑ニ承り置、勤先等も不相糺、宗旨人別改之節  
も畢竟糺方不行届故之儀、不念ニ付、叱置可申候  
右類例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの共吟味仕候処、穢多平人ニ交候事不相成儀者  
一同兼而相并居候処、此度吟味之上、いさ儀右躰太吉  
女房ニ罷成居候段、始而承之、驚人候旨申之候得共、右  
始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

永井日向守御預所  
摂州東成郡北平野町

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

(附札)

此利助并庄屋年寄共儀、  
伺之通急度叱り置可被  
申候

式町目

京屋太吉家主

塩屋

利助  
未三拾八歳

庄屋  
年寄

(黄紙下ケ札)

此利助并庄屋年寄共儀、太吉女房いさ素性穢多  
与申儀不存罷在候段、全改方不行届故之儀、不  
念ニ付、急度叱り置可申候哉

(紺書)  
「右例

当未四月廿三日水野若狭守相伺候右同断一件之内

摂州西成郡下新庄村

庄屋  
年寄

右庄屋年寄共儀、村方江穢多共入込、奉公いたし  
罷在候儀、吟味之節迄不存罷在候段、改方不行届  
故之儀、不念ニ付、急度叱置可申候

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの共吟味仕候処、利助借屋内京屋太吉女房いさ儀、素性穢多与申儀、曾而不存、此度吟味之上、始而承之、驚人候旨申之候得共、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

右之者共御仕置黄紙下ケ札を以相伺候、以上

未 九月 成瀬因幡守

3 文政二年 穢多平人ニ混候一件吟味伺書

〔大坂 文政二卯年十一月 御仕置伺留〕所収

〔内表紙〕

穢多平人ニ混候一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

卯 十一月六日

彦坂和泉守

式 (朱書)

穢多素性之由相聞候者、平人ニ混居候付、召捕吟味仕候趣、左之通御座候

〔附札〕

此とみ儀、伺之通急度

叱置可申所、穢多之

儀ニ付、当表穢多村

年寄江引渡、相当之

咎申付候様可被申渡候

土井大炊頭殿領分

撰州八部郡宇治野村出郷

風呂谷穢多

新助姉

所預

と み

卯三拾四歳

〔黄紙下ケ札〕

此とみ儀、死亡親穢多利八取計候儀ニ候迎、穢多之身分ニ而年来百姓家ニ奉公いたし、平人ニ混、傳兵衛妾ニ相成、一子出生之後、同人迄者素性申明候得共、口外差留候ニ任セ、其儘罷在候段、不埒尔付、急度叱置可申候、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

〔紺書〕

例

文化五辰三月松平能登守差図

平賀信濃守掛

一穢多平人ニ混候一件吟味伺書之内

永井日向守御預り所

撰州東成郡天王寺之内

小川町春靈代判宇兵衛

借屋

百姓善次郎女房

し け

右しけ儀、穢多与申儀相包、百姓家ニ致奉公候上、

善次郎与夫婦ニ相成罷在候段、不束尔付、急度叱り

置可申处、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、

相当之咎申付候様申渡

御定

一 非人御仕置

穢多彈左衛門江渡、

仕置ニ可致旨申付

但、遠国非人ハ其所之穢多頭江仕置申付候様

申渡

とみ御咎之踏

文化五戊辰年閏六月十六日御用留之内

御老中・所司代・大坂御城代・若年寄・御側衆・

評定所一座、領知出入訴出候節、不及伺取計、裁

許之趣相伺可申旨、公事方御定書ニ有之候故、三

奉行吟味物之内右之面々領知之もの輕キ咎相かり

候而も、伺之上御仕置申付来候得共、以来手鎖・

過科以下輕キ咎先例有之分者不及伺申付、見合之

例茂無之分者輕キ咎ニ候共、御定之通相伺候筈ニ相

成候、此段為御、心得被仰下、当地之儀茂右ニ準し

勘弁仕可取計旨、奉得其意候、以上

閏六月

松平能登守

右御定例等ニ見合、伺之通及差図」

右之者吟味仕候处、弟新助幼少之節、死亡親利八取計

ニ而式拾壹年以前未三月此者素性押包、同州今福村勘

兵衛請人ニ相頼、同州浄光寺村次右衛門方江

(朱書)

「右勘兵衛・次右衛門儀、先達而病死仕候」

拾ヶ年季下女奉公ニ差遣、年季相立引続式ヶ年相勤、

暇貫請候处、猶又利八儀同州尼崎築地町浄光寺屋輪佐

七浄光寺村ニ罷在候節、同様押包、請判相頼、九年以

前未三月分同村傳兵衛方江拾ヶ年季下女奉公いたし、

其後親利八儀者相果、其儘當時迄致奉公候内、去春分

不斗主人傳兵衛妾ニ召仕、当三月中旬男子出生いたし

候付、其節此者素性傳兵衛江打明シ候得共、口外差留其儘召仕候付、家内之儀者女房同前ニ相成居候処、此度相顕吟味相成、恐入候段申之候付、最初奉公ニ罷出候節者弟新助幼少之儀ニ候共、其後年来百姓家ニ致奉公、当時傳兵衛妾ニ相成、出生之小兒有之程之儀ニ候上者、実者新助共追々通路い、たし罷在候儀ニ可有之旨、察度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(附札)

此傳兵衛儀、伺之通非人  
手下可被申付候

所預

百姓

傳兵衛  
卯四拾六歳

片桐石見守領分

同州川邊郡浄光寺村

(黄紙下ヶ札)

此傳兵衛儀、下女とみ召抱候節者穢多与申儀不存候共、妾ニ召抱、一子出生之後素性乍承、口外差留、其儘女房同然ニ相交候段、不届ニ付、非人手下可申付哉

(緋書)

[例]

寛政十一未年十月亡父右京大夫差図 成瀬因幡守掛  
一盜賊取逃かたり御構之場所江立入、穢多平人ニ交  
候者共吟味一件之内

永井日向守御預所

摂州東成郡北平野町

式丁目塩屋利助借屋

京屋

太吉

右太吉儀、いさ与密通之上、夫婦之契約いたし候後、穢多与乍承其分ニ罷過、同人居村退候後も慕参、暫も同居ニ罷在候段、不埒ニ付、非人手下

文化九申年大久保加賀守差図

平賀信濃守掛

一穢多身分ニ而平人与夫婦相成、御構場江立入、品預候者一件吟味伺書之内

西高津新地四丁目山城屋

傳兵衛支配借屋

播磨屋

徳次郎

右徳次郎儀、その者当表御構もの申儀者不存候

共、穢多之儀乍承夫婦ニ相成候而已ならず、同人素性押包、大家を欺、同居ニ引取貫、穢多を平人ニ為混、殊同人儀御構場江立入、源七〇不札之品預売弘候事共、不存罷在候段、不届ニ付、非人手下

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之者吟味仕候処、前書輪佐七請人ニ取、とみを下女ニ差置候後、不斗妾ニ召仕、男子出生いたし、とみ素性承候迄之手続、とみ申口符合仕、同人素性驚人致後悔候得共、小兒迄致出生候儀ニ付、難見捨口外差留、其儘召仕、家内ニ而者女房同然ニいたし打過候処、相顕吟味相成恐入候段申之候付、最初奉公ニ抱候節者とみ素性不存候共、其後妾ニ召仕小兒も出生いたし、右素性之儀承候ハ、取計方も可有之処、口外差留候上者内証ニ而とみ親類共致通路居候儀ニ可有之旨察度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

(附札)

此新助儀、伺之通急度叱置可申処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様可被申渡候

前書 風呂谷穢多  
所預 新助  
右式拾八歳

(黄紙下ケ札)

此新助儀、姉とみ奉公ニ罷出候節者幼少ニ而、死亡親利八取計候儀ニ候共、同人死後右奉公先をも得与承札可申処、無其儀年来通路も等閑ニ打過候付、とみ儀百姓家ニ奉公いたし、傳兵衛妾ニ相成、一子出生いたし、平人ニ混居候仕儀ニ至候段、不束ニ付、急度叱置可申処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄得引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

(紺書) 類例

文化四卯年十一月松平能登守差図 佐久間備後守掛  
一穢多を町家江奉公ニ差出、世話料貫候一件吟味伺書之内

摂州西成郡穢多村中之町  
太鞍屋又兵衛借屋  
河内屋

藤右衛門

由申之候

右藤右衛門同居小ゆき者親伊八方江參居候とも、

町家江奉公ニ罷出候儀、不存罷在候段、不念亦付、

急度叱り置可申処、穢多之儀ニ付、穢多村年寄江

引渡、相当之咎可申付旨可申渡

右御定類例等ニ見合、伺之通及差凶

右之者吟味仕候処、とみを親利八奉公ニ差出候節者此

者幼少ニ而相弁不申、三年以前利八病死いたし候節、と

みニ致対面、長々年季致奉公居候趣者承候得共、奉公

先等耽与不申聞候付、無何心其儘打過、利八死跡、此

者致相統候後、久々通路も不致候処、此度吟味之上傳

兵衛方ニ致奉公、當時者妾ニ相成、出生之男子も有之候

由、始而承驚入候段申之、とみ申口ニ符合仕候付、同

人奉公ニ罷出候節者幼少之節ニ候とも、其後年来之儀ニ

付、実者百姓家ニ致奉公、當時傳兵衛妾ニ相成、出生之

小児等有之儀存罷在、兼而通路いたし候儀ニ可有之旨

察度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之

候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之

松平遠江守領分

同州同郡尼崎築地町

明石屋伊兵衛借屋

浄光寺屋

他參留

輪 佐 七  
卯 五 拾 七 歲

(附札)

此輪佐七儀、伺之通

急度叱置可被申候

(黄紙下ケ札)

此輪佐七儀、とみ次右衛門方ニ致奉公候節ハ見

知罷在、同人親死亡利八も知人ニ相成候後、穢

多与申儀不存候共、請人ニ相立候上者身元得与可

相糺処、無其儀、既長々穢多平人ニ混、傳兵衛妾

ニ相成居候仕儀ニ至候段、請人之身分ニ而者不埒

ニ付、急度叱置可申候哉

(紺書)

「例

文化四卯年十二月松平能登守差図

平賀信濃守掛

一穢多平人ニ混候一件吟味之内

反古町

播磨屋甚兵衛借屋

天満屋四郎兵衛同居

大和屋



次兵衛

右次兵衛儀、きさ事とよ身分穢多とハ不存候共、死亡ひて任頼身元をも不相糺、とよ奉公之請狀ニ親判致遣候段、不束ニ付、急度叱

右例ニ見合、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、前書とみ請人ニ相立、傳兵衛方江下女奉公ニ差遣候手續、とみ申口符合仕、同人者死亡次右衛門方ニ奉公中知人ニ而、親利八も死亡勘兵衛方ニ而知人ニ候処、次右衛門手前暇取候後、奉公有付之儀、利八ハ此者江相頼候付、別条之儀も無之与存、任懇意請判いたし、傳兵衛方江奉公ニ差遣置候処、此度吟味之上とみ素性穢多与申儀、始而承驚人候段申之候付、実者とみ素性乍存過分之請判料等負、受人相立候儀ニ候得共、利八致病死候を幸ニ申偽候儀ニ可有之旨察度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(附札)

前書

此新兵衛儀、伺之通急度叱置 風呂谷穢多  
可申処、穢多之儀ニ付、当表穢 年寄  
多村年寄江引渡、相当之 新兵衛  
咎申付候様可被申渡候 卯三拾八歳

(黄紙下ケ札)

此新兵衛儀、死亡利八存生中ハ同人娘とみ儀、百姓家江奉公ニ差出、平人ニ混居候儀不存罷在候段、兼而之致方疎故之儀、不念ニ付、急度叱置可申処、穢多之儀亦付、当表穢多村年寄江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

(紺書)

文化十三子年五月差図 荒尾但馬守掛  
一穢多平人ニ混候一件吟味伺書之内

民部卿殿領知

泉州泉郡南王子村穢多

庄屋

利右衛門

同

年寄

権右衛門

右利右衛門・権右衛門儀、穢多理助娘はやを百姓

丁家等江奉公ニ差出置候儀を不存、理助申聞候儘ニ承置、奉公先等をも不相札候故、平人ニ混候様相成候段、兼而人別改方不行届疎故之儀、不念ニ付、急度叱置可申処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄

江引渡、相当之咎申付候様可申渡  
右御定例等ニ見合、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、前書とみ儀者同人親利八存生之節、他村穢多共江年季奉公ニ罷出候段及承、村方人別相除有之、勿論穢多之身分尔而平人ニ難混儀者一同相弁居候儀ニ付、宗旨人別改之節茂とみ儀者矢張同州之内穢多村江奉公ニ罷越候儀与存、其儘打過候処、此度吟味之上利八存生中引続、とみ儀百姓家ニ奉公いたし罷在候段、始而承驚入候旨申之候付、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

前書

風呂谷穢多本郷  
宇治野村

(附札)  
此庄屋年寄共儀、  
伺之通叱置可被申候

庄屋  
年寄

(黄紙下ヶ札)

此庄屋年寄共儀、枝郷穢多之内年来百姓家江奉公罷出、平人ニ混居候儀、不存罷在候段、兼而之改方不行届疎故之儀、不念ニ付、叱置可申候哉

(紺書)  
例

文化四卯年十二月松平能登守差図  
一穢多平人ニ混候一件吟味伺書之内  
平賀信濃守掛

元

木村周藏御代官所

播州加東郡下曾我井村

年寄

五郎左衛門

溝口村

庄屋

藤兵衛

年寄

源兵衛

右庄屋年寄儀、枝郷穢多子供妹を百姓町人等江奉公ニ差出置候を不心付、穢多共申聞候儘勤先等も不相札候付、平人与混候仕儀相成候段、兼而人別

改方不行届疎故之儀、不念ニ付、叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之者共吟味仕候処、枝郷風呂谷穢多共之儀も人別致支配候得共、右之者共平人ニ難混儀者相并居候儀ニ付、別条有之間敷与存、宗旨人別改之節、穢多年寄申立候通新助姉とみ儀、同州之内穢多共方江奉公ニ罷越候儀与存、其儘打過候処、此度吟味之上とみ儀同人親利八存生中引続、百姓ニ奉公いたし罷在候段、始而承驚入候旨申之候付、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

前書

浄光寺村

(附札) 此庄屋年寄共儀、伺之通 急度叱置可被申候  
年 庄 寄 屋

(黄紙下ヶ札)

此庄屋年寄共儀、傳兵衛并死亡次右衛門方ニ長々奉公いたし候とみ者穢多ニ而傳兵衛妾ニ召仕、一子出生之後、素性申明シ、傳兵衛口外差留置候儀不存罷在候段、不念ニ付、急度叱置可申候哉

大坂町奉行吟味何書の考察(三)

(紺書)

「例

享和元酉年九月青山下野守差図

水野若狭守掛

一雇女を致打擲候処、病氣差重相果、穢多之身分ニ

而平人ニ交居候者一件吟味何書之内

篠山十兵衛御代官所

摂州西成郡今宮村

家 主  
庄 屋  
年 寄

右家主庄屋年寄儀、村内ニ穢多人込候を不存罷在候段、兼而之改方不行届故之儀、不念ニ付、急度叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之者共吟味仕候処、前書勘兵衛、輪佐七請人ニ相立、傳兵衛并死亡次右衛門方ニ長々召仕候とみ儀、穢多新助姉ニ而同人親利八存生中引続素性を押包罷在、傳兵衛方ニ而同人妾ニ召仕、男子出生之後、素性申明シ候得共、傳伝衛儀口外差留、其儘召仕居候始末、曾而不

存吟味之上始而承驚入候段申之候付、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以相伺申候、以上

卯  
十月

彦坂和泉守

4 文政元年 穢多平人ニ混、町家ニ致住居候もの

一件吟味伺書〔大坂 文政元寅年五月上 御仕置伺留〕

所収

〔内表紙〕

穢多平人ニ混町家ニ致住居候もの一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

寅

五月十五日

荒尾但馬守

八(朱書)

摂州住吉社領安立町巷丁目阿波屋恒五郎借屋濱口屋卯

兵衛同居万吉儀、素性穢多之趣風聞有之、社領おゐて相糺候処、同人儀者嶋田帯刀御代官所摂州天王寺村堀越町百姓又兵衛借屋伏見屋清兵衛悴ニ而他領引合茂有之旨を以、一件社務津守三位今差出候間、請取吟味仕候趣、左之通御座候

嶋田帯刀御代官所

摂州東成郡天王寺村

堀越町

百姓又兵衛借屋

伏見屋

寅二月六日入牢

清兵衛

穢多村年寄江引渡

寅六拾八歳

可被申候

〔附札〕

此清兵衛儀、伺之通

入墨申付候上、当表

穢多村年寄江引渡

可被申候

〔黄紙下ヶ札〕

此清兵衛儀、穢多之身分ニ而素性押包、平人ニ混町家ニ住居いたし候段、不届ニ付、入墨申付候上、当表穢多村年寄江引渡可申候哉

〔紺書〕

〔例〕

文化十四八月大久保加賀守差図

平賀信濃守懸

一 強盜取逃、博奕、穢多平人ニ混、入墨を消候もの吟味伺書

大岡久之丞御代官所

摂州西成郡北野村

八百屋甚兵衛借屋

丸屋

小兵衛

右小兵衛儀、穢多身分不憚、まつ八平人と乍存、夫婦ニ相成、素性押包、百姓家ニ致住居候段、不届ニ付、存命ニ候ハ、入墨申付候上、当表穢多村年寄江可引渡ものニ候段、一件之もの江申渡

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの吟味仕候処、城州八幡清水町出郷東村穢多死亡文七悻ニ而、式拾ヶ年以前女房さん悻万吉諸共村方欠落いたし、

(朱書)

「右村穢多年寄与左衛門、佐野肥後守・松浦伊勢守江掛合、呼出、相糺候処、申口符合仕候」

当表江罷出、無宿ニ相成、穢多与申儀押包、所々一夜泊ニ而銘々日雇働等いたし、此もの儀同町百姓死亡弥兵衛方江折々被雇罷越、心易相成、右躰素性之儀者不申

明、同人家請人ニ相立貫、十三ヶ年以前寅年五月ゝ當時之借屋借り請、名前差出、青物商ひいたし、家内三人相暮罷在、其後女房さん儀者致病死、悻万吉者十二ヶ年以前卯年ゝ和州辺江折々髮結日雇働ニ罷越居候処、右働先ニ而致密通候由ニ而、さよ与申女十ヶ年以前召連帰候付、様子相尋候処、同人儀者伊賀名張藤堂宮内家中引田庄左衛門娘ニ候得共、幼少之砌両親共相果、死跡致退転候ものニ而、

(朱書)

「右宮内当表用達之ものを以、名張表相糺候処、申口符合仕候」

夫婦之致契約、召連帰候間、同居人別ニ差加呉候様、万吉申聞候付、家請人弥兵衛江相咄、同人ゝ町内江引合貫、同年ゝ同居、万吉女房与申、人別差加置候処、九年以前午年万吉夫婦之もの共、安立町壺丁目多川屋しつ借屋借り請、同所四丁目大和屋佐兵衛家請人ニ相立貫、

(朱書)

「右佐兵衛行衛不相知候付、尋并召捕候手当申付置

候」

大坂屋万吉与名前差出為致別宅、髮結渡世いたし罷在候処、追々身上不如意相成候付、去丑正月右借屋相仕廻、万吉兼而心易いたし候同所老丁目濱口屋卯兵衛江夫婦共同居いたし罷在候処、身分之素性相顕、吟味請、恐入候由申之候、右始末不屈之旨、吟味請候処、無申披由申之候

住吉社領

(附札)

撰州住吉郡安立町老丁目  
阿波屋恒五郎借屋

此万吉儀、伺之通  
入墨申付候上、当表  
穢多村年寄江引渡  
寅二月五日入牢 万 吉  
濱口屋卯兵衛同居  
寅三拾八歳  
可被申付候

(黄紙下ケ札)

此万吉儀、穢多之身分不憚、さよを平人互存存、自身之素性を押包、夫婦ニ相成、平人ニ混、町家ニ住居之上、当時茂卯兵衛方ニ同居いたし罷在候段、不屈ニ付、入墨申付候上、当表穢多村年寄江引渡可申候哉

前書清兵衛例同断

右之もの吟味仕候処、前文親清兵衛母きん諸共、村方

欠落いたし、当表江罷出、日雇働いたし、其後清兵衛儀堀越町又兵衛借屋ニ致住居居候内、和州働先ニ而此もの儀不図さよと密通之上、夫婦之契約いたし、連帰、安立町四丁目江前書佐兵衛家請人ニ相立貰、別宅いたし、一旦名前差出候迄之手続、清兵衛申口符合仕、女房さよ并同居主卯兵衛江茂穢多素性之儀押包、京都出生互而己申偽罷在候処、身分之素性相顕、清兵衛始此もの茂吟味相成、恐入候由申之候、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

(附札)

此さよ儀、伺之通

急度叱り置可被申候

右万吉女房

他参留

さよ  
寅四拾貳歳

(黄紙下ケ札)

此さよ儀、万吉与夫婦ニ相成候上者、同人身之上をも可承候、無其儀穢多与茂不存、夫婦ニ相成居候段、不束ニ付、急度叱り置可申候哉

(緋書)

例

文化十酉八月大久保加賀守差図

平賀信濃守懸

一 強盜并盜品預又者売払、穢多平人ニ混、御構場江立入候者、吟味伺書之内

小堀中務御代官所

河州若江郡下小坂村

髮結利助女房

ち ゑ

右ちゑ儀、利助与夫婦ニ相成候上者、同人身之上をも可承処、無其儀穢多とも不存、夫婦ニ相成候段、不束ニ付、急度叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの吟味仕候処、出生名張ニ而幼少之砌、両親共相果死跡断絶後、和州知ル辺之方ニ手寄罷在候内、万吉与致密通、此もの身寄之もの無之候付、夫婦之契約いたし、同人ニ随ひ当表江罷越、夫婦ニ相成候後、当時卯兵衛方ニ同居いたし罷在候手續申口符合仕、夫万吉儀者京都出生与申聞候趣、実事与存罷在候処、素性穢多与申儀吟味之上始而承、驚入候由申之候付、実者穢多与申儀乍承、夫婦ニ相成候儀ニ可有之旨、察度申聞候処、曾而左様之儀無之由申之候得共、右始末不束之旨、吟

大坂町奉行吟味伺書之考察(三)

味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面万吉同居主卯兵衛相糺候処、万吉儀身上不如意ニ相成、名前相退候趣相咄候付、前文清兵衛申口ニ有之候通、此もの同居候夫婦共差置遣候儀ニ而、万吉身元同人親清兵衛、堀越町ニ住居之内町役之もの送り書を以別宅いたし、名前差出候儀ニ付、身元相糺有之儀与慥ニ存、同居人別ニ差加遣候儀ニ而、此度吟味之上穢多与申儀始而承、驚入候旨申之候付、実者穢多与申儀乍存、差置候儀ニ可有之旨、察度申聞、再応相糺候処、曾而左様之儀無之旨申之、不念之筋相聞不申候」

前書天王寺村

堀越町

百姓

又 兵衛

寅四拾三歳

六三三

(附札)

此又兵衛・しつ・庄屋・  
年寄共儀、伺之通  
又兵衛・しつ・庄屋并  
しつ丁年寄者急度  
叱り、又兵衛村方年寄者  
叱り置可被申候

前書安立町壺丁目

多川屋

并  
庄屋  
年寄

しつ  
寅三拾八歳  
并  
年寄

(黄紙下ヶ札)

此又兵衛・しつ・庄屋・年寄共儀、右又兵衛・  
しつ借屋ニ住居いたし候清兵衛・万吉身分穢多  
与申儀不存罷在候段、兼而改方不行届故之儀、  
不念ニ付、又兵衛・しつ・庄屋并しつ丁年寄者急  
度叱り、又兵衛村方年寄者叱り置可申候哉

(紺書)  
例

前書小兵衛一件之内

大岡久之丞御代官所

撰州西成郡北野村

八百屋

甚兵衛

并

庄屋  
年寄

右甚兵衛・庄屋・年寄儀、甚兵衛借屋ニ致住居候  
小兵衛身分穢多与申儀、不存罷在候段、兼而改方  
不行届故之儀、不念ニ付、甚兵衛・庄屋ハ急度叱、  
年寄ハ叱り

右例ニ見合、伺之通及差図

右之もの共吟味仕候処、又兵衛者前書死亡弥兵衛家請  
人ニ而、清兵衛を借屋ニ差置、しつ者佐兵衛を家請人ニ  
取、先達而万吉を借屋ニ差置候手続一同申口符合仕、両  
人之もの共素性穢多与申儀者此もの共一同會而不存、吟  
味之上承、驚人候由申之候、右始末不念之旨、吟味詰  
候処、可申立様無之由申之候  
右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ  
札を以相伺申候、以上

寅  
四月

荒尾但馬守



5 文化十三年 穢多之身分ニ而町家住居いたし候もの一件吟味伺書

〔大坂 文化十三年十一月 御仕置伺留〕所収

〔内表紙〕

穢多之身分ニ而町家住居いたし候もの一件

吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

子

十一月六日

小菅備後守

八 (朱書)

錦之町濱平野屋とよ・中濱式町目平野屋利右衛門并女房るり、穢多之身分ニ而町家致住居、平人ニ混罷在候段、風聞有之候付、当五月中追々召捕、一旦者牢内ニ留置、吟味仕候趣、左之通御座候

〔附札〕

此とよ儀、伺之通急度叱り置可申処、穢多之儀ニ付、泉州舩松村之内塩穴穢多年寄江引渡、相当之各可申付旨可被申渡候	錦之町濱町代平助 支配借屋 平野屋 小屋預 とよ 子六拾七歳
--	---

〔黄紙下ケ札〕

此とよ儀、国許致出奔、穢多与申儀押包、町家致住居罷在候段、不束ニ付、急度叱り置可申処、穢多之儀ニ付、泉州舩松村之内塩穴穢多年寄江引渡、相当之各可申付旨可申渡候哉

〔紺書〕

〔例〕

文化五辰三月松平能登守差図

平賀信濃守懸

一穢多平人ニ混候一件吟味伺書之内

永井日向守御預り所  
撰州東成郡天王寺村之内  
小川町春靈代判宇兵衛  
借屋  
百姓善次郎女房

し け

右しけ儀、穢多与申儀相包、百姓家ニ致奉公候上、

善次郎与夫婦ニ相成罷在候段、不束ニ付、急度叱り

置可申処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、

相当之咎申付候様申渡

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの吟味仕候処、松平上総介領分備中国窪屋郡子位庄村穢多吉兵衛娘ニ而四拾八ヶ年以前両親共致死失、其後困窮ニ而相続難相成、致奉公度候得共、同所穢多共者多分困窮ニ而奉公ニ召抱候ものも無之、穢多之身分ニ而平人亦混候儀、難相成与者兼而弁居候得共、他所江罷出手稼等可致より外渡世之仕方無之ニ付、同年十一月中日不覚致家出、

(朱書)

「右松平上総介大坂蔵屋敷留守居役之者江申達、子位庄村役人共呼出、相札候処、とよ申口符合仕候」

大坂表江罷越、所々江被相雇罷在候内、無宿利兵衛与致密通、素性之儀者押包、夫婦ニ相成候処、夫利兵衛兼而致懇意候同所空心町松物屋六右衛門借屋大黒屋佐兵衛同居善七世話を以、同町ニ而借宅いたし、神田屋吉右

衛門与名前差出、尤家主家号名前致忘却、

(朱書)

「右善七呼出之儀、大坂町奉行江掛合候処、当時善七与申もの不罷在由ニ而、町役人共差出候付、相札候処、安永五申年火災之節、右町内一同焼失いたし、借屋人共不残致離散、宗旨帳面茂致焼失候付、其頃之人別成行難相分、家持のものも右火災之後、地面等売却、何れへ立去候哉、其後之宗旨帳面ニも家主并佐兵衛・善七名前不相見旨、町役人共申之候」

草履花緒商いたし罷在候内、悴利右衛門・利八致出生、猶又前書善七娘てる与申者当歳之節、養女ニ貫請、其後商方不勝手ニ付、素性之儀者押包、錦之町濱大和屋利兵衛儀、夫吉右衛門知辺のものニ付、家請人ニ相頼、

(朱書)

「右利兵衛吟味仕候趣、奥ヶ條ニ申上候」

平野屋与家号相改、当時之借屋江引越住居いたし、利右衛門儀者中濱式町目江借宅為致、利八儀者撰州住吉郡安立町式丁目美濃屋惣兵衛借屋平野屋みよ方江智養子ニ差遣、養女てる儀者櫛屋町帯屋三郎兵衛借屋大坂

屋庄兵衛女房ニ貫請度申之ニ付、此者素性之儀者押包、嫁付置、

(朱書)

「右利八召捕之儀、大坂町奉行江及懸合候処、家内不残致家出、行衛不相知旨申聞候付、所之者江日切尋申付、猶召捕手当をも申付置候、右利右衛門儀吟味中致病死候儀、次之ケ條同人女房るり吟味書之内朱書を以申上候、庄兵衛并家主請人年寄共吟味仕候趣、奥ケ條ニ申上候、てる儀致欠落候付、日切尋申付置候儀等庄兵衛吟味書之内朱書を以申上候」

然ル処、夫吉右衛門儀、去亥四月致病死候付、素性之儀者押包、同町柴屋安兵衛兼而知辺之者ニ付、代判相頼、前書利兵衛其儘家請人ニ而此もの名前差出、引続當時之借屋ニ罷在孫共之内、右利八悴龜松与申者引取、同居尔差置候旨申之、

(朱書)

「右安兵衛吟味仕候趣、奥ケ條ニ申上候、龜松儀ハ致家出、行衛不相知候付、所之もの江日切尋申付、猶召捕手当をも申付置候」

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

前書てる儀、善七ハ貫請候段、同人居所難相分上者此者申立而已ニ而者片口之儀、善七素性も難相分、てる儀も致家出候上者旁身分不明ニ相聞候付、再応吟味仕候処、前書申口無異変、此者身分之様子相頭、吟味請恐入候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

(附札)

此るり儀、伺之通急度  
叱り置可申処、穢多之儀ニ付、泉州舩松村之内塩穴穢多年寄へ引渡、相当之咎可申付旨可被申渡候

中濱式丁目原田屋

嘉七借屋死亡平野屋

利右衛門女房

小屋預

るり  
子式拾三歳

(黄紙下ケ札)

此るり儀、国許致出奔、穢多与申儀押包、利右衛門与夫婦ニ相成、町家致住居罷在候段、不束ニ付、急度叱り置可申処、穢多之儀ニ付、泉州舩松村之内塩穴穢多年寄江引渡、相当之咎可申付旨可申渡候哉

(紺書)

例

文化五辰三月松平能登守差図

平賀信濃守懸

一穢多平人ニ混候一件吟味伺書之内

永井日向守御預所

摂州東成郡天王寺村之内

土塔町百姓弥三兵衛借屋

百姓宇兵衛同居

喜兵衛女房

さん

右さん儀、幼年幼穢多与申儀相包、喜兵衛を平人  
と心得、夫婦ニ相成、百姓家ニ致住居候段、不束ニ  
付、急度叱り置可申処、穢多之儀ニ付、当表穢多

村年寄江引渡、相当之咎申付候様申渡

右例ニ見合、伺之通及差凶

右之者吟味仕候処、松平安芸守領分安芸国豊田郡本郷  
村穢多伴五郎娘ニ而平人ニ混候儀難相成与者兼而弁居候  
得共、伴次郎拾五ヶ年以前致死亡、其後困窮ニ而相続  
難相成、他所江罷出手稼等可致外渡世仕方無之ニ付、  
母しゆん残置、姉すへ諸共六ヶ年以前未年三月中致家  
出、当表江罷越、

(朱書)

「右松平安芸守大坂蔵屋敷留守居役之者江申達、本郷

村役人共呼出、相糺候処、るり申口符合仕候、尤母  
しゆん儀も当二月中致家出、行衛不相知旨申之候」

所々江被相雇罷在候内、四ヶ年以前前書とよ悻利右衛  
門与致密通、素性之儀押包夫婦亦相成、悻小吉致出生、  
利右衛門名前ニ而當時之借屋借請候処、家請人之儀家  
主主毎々催促請、所々知辺之者相頼罷在候得共、埒明  
不申候内、吟味成候旨、

(朱書)

「右家主吟味仕候趣、奥ヶ條ニ申上候」

姉すへ儀者此者同居ニ差置、其後南糸屋町和泉屋新兵  
衛女房ニ貫請度申之ニ付、素性之儀者押包、嫁付置候  
処、

(朱書)

「右利右衛門儀、るり一緒ニ召捕、牢内ニ留置、吟味  
仕候処、るり与致密通、夫婦相成、悻小吉出生いた  
し候手續、るり申口与一通符合仕候処、吟味不取メ  
内、於牢内相煩候付、薬用手当申付置候得共、養生  
不相叶、当八月十七日相果候付、組与力共差遣、為  
相改候処、病死無相違旨申聞候付、死骸飯片付申付

置候、小吉儀当四歳幼少之ものニ付、相糺不申、小屋預ケ申付置候間、追而落着之節、母るり一同泉州舳松村之内塩穴年寄江引渡可申与奉存候、新兵衛吟味仕候趣、奥ヶ條ニ申上候、同人女房すへ儀欠落いたし候付、日切尋申付候儀等新兵衛吟味書之内朱書を以申上候」

此度身分之様子相頭、吟味請恐入候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

榊屋町帯屋三郎兵衛  
借屋

大坂屋

所預

庄兵衛

子三拾歳

(附札)

此庄兵衛儀、伺之通

過料三貫文可被申付候

(黄紙下ヶ札)

此庄兵衛儀、てるを女房いたし候上者得与身分生所之儀可相糺処、無其儀、既養母とよ儀者穢多ニ而、てる者養女之由申立候得共、実父善七居所も難相知上者てる素性も難相分、何れにも不糺ニ而夫婦ニ相成居候段、不束ニ付、過料三貫文可申付候哉

(紺書)  
「例

享和元西九月青山下野守差図

水野若狭守懸

一 雇女を致打擲候処、病氣差重相果、穢多之身分ニ而平人ニ交居候者一件吟味伺書之内

篠山十兵衛御代官所

撰州西成郡今宮村

百姓喜兵衛借屋

百姓

助左衛門

右助左衛門儀、しけを女房いたし候上、得与身之上可相糺処、無其儀穢多とも不存夫婦ニ相成居候段、不束ニ付、過料三貫文

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之者吟味仕候処、とよ養女てる女房ニ貰受候手續、とよ申口与符合仕、娘三人致出生、家内五人相暮罷在、

(朱書)

「右てる召捕申付候処、娘三人召連家出いたし、行衛不相知候付、所之もの江日切尋申付、猶召捕手当を

も申付置候」

とよ儀、長々当地ニ住居いたし罷在候者ニ而、てる儀者  
とよ養女与申儀ニ付、別段生所之儀不承糺、夫婦ニ相成  
罷在候処、前書とよ儀素々穢多之身分、てる儀も生所  
不分明之次第、此度吟味之上初而承、驚入候旨申之候  
得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨  
申之候

(附札)

此新兵衛儀、伺之通  
過料三貫文可被  
申付候

南糸屋町糸屋のふ  
代判八兵衛借屋  
和泉屋

所預  
新兵衛  
子三拾九歳

(黄紙下ヶ札)

此新兵衛儀、すへを女房ニいたし候上者得与身分  
生所之儀可相糺処、無其儀穢多共不存、夫婦尔  
相成居候段、不束ニ付、過料三貫文可申付候哉

右前書例助左衛門ニ見合、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、るり姉すへ女房ニ貫請候手続、る  
り申口与符合仕、

(朱書)

「右すへ召捕申付候処、家出いたし行衛不相知候付、  
所之者江日切尋申付、猶召捕手当をも申付置候」  
るり亡夫利右衛門儀者長々当地住居いたし罷在候者ニ  
而、すへ儀者るり姉与申儀ニ付、別段生所之儀不承糺、  
夫婦ニ相成罷在候処、るり・すへ兩人共穢多与申儀、此  
度吟味之上初而承、驚入候旨申之候得共、右始末不束  
之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

(附札)

此嘉七儀、伺之通過料  
三貫文可被申付候

中濱式町目

原田屋  
嘉七  
他参留  
子三拾壹歳

(黄紙下ヶ札)

此嘉七儀、家請人も不取置、死亡利右衛門江借  
屋貸置、殊同人身分をも不糺ニいたし、穢多共  
不存借屋内ニ為致住居候仕儀ニ相成候段、別而不  
束ニ付、過料三貫文可申付候哉

(紺書)

「例

寛政六寅年御渡  
火附盜賊改  
長谷川平蔵伺

一大鋸町七兵衛店新六盜致し候一件之内

大鋸町

家主

七兵衛

右之もの儀、店ニ差置候新六儀者奉公致し候砌、盜いたし候ものニ有之処、其儀者不存候共、請人も不取置、店貸遣し候段、不埒ニ付、過料三貫文

此儀去丑年評議ニ御下ケ被成候長谷川平藏相伺候浅草大護院門前平助地借兵四郎儀、居宅之内仕切貸置候半右衛門儀者江戸払ニ相成候ものニ而其上巧成衞事いたし候処、其儀者不存候とも、右躰宅貸遣し候ハ、身元住所等も相糺可申処、無其儀不行届致し方不埒ニ付、過料三貫文与相伺、評議之上伺之通と申上、其通相濟候例ニ見合、伺之通過料三貫文」

(朱書)

「評議之通濟」

(紺書)

「右例ニ見合、伺之通及差図」

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

右之者吟味仕候処、とよ亡夫吉右衛門の仕分ニ而るり亡夫利右衛門江借屋貸置候手續、るり申口与符合仕、最初の家請人相立候様申間、毎々催促仕候得共、兎角埒明不申、乍然前書吉右衛門の仕分候もの之儀ニ付、身元儘成者与存、別段生所等不相糺罷在候処、此度吟味之上前書利右衛門・るり兩人共穢多与申儀、初而承驚入候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

(附札)

此平助外三人儀、伺之通急度叱り置可被申候

錦之町濱町之家家守

町代

他国留

平 助

子三拾七歳

櫛屋町

帯屋

右同断

三郎兵衛

子式拾五歳

南糸屋町

のふ代判

右同断

八 兵衛

子四拾六歳

住吉社領

撰州住吉郡安立町式町目

美濃屋

右同断

惣兵衛  
子三拾三歳

(黄紙下ヶ札)

此平助外三人儀、借屋人共最初シ請人有之候  
迎、身分をも不相糺罷在候付、穢多共借屋内尔  
住居いたし候仕儀ニ相成候段、不束ニ付、一同  
急度叱り置可申候哉

(紺書)

〔例〕

文化五辰三月松平能登守差函

平賀信濃守懸

一穢多平人ニ混候一件吟味伺書

永井日向守御預り所

撰州東成郡天王寺村之内

小川町春靈代判

宇兵衛

土塔町

百姓

喜左衛門

同町

百姓

弥三兵衛

右宇兵衛外式人儀、借屋人共最初請人有之候迎、  
身元をも不相糺罷在候付、穢多共借屋内ニ致住居  
候仕儀相成候段、不束ニ付、急度叱り置

右例ニ見合、伺之通及差函

右之者共吟味仕候処、前書死亡利右衛門中濱式町目ニ  
而致借宅、利八みよ方江養子ニ罷越、てる庄兵衛江嫁付、  
すへ新兵衛江嫁付候手続并吉右衛門病死後、とよ江借屋  
借置候手続共一同申口符合仕、家請人有之候付、身元  
慥成者与存、別段生所等不相糺罷在候処、此度吟味之  
上、前書借屋之もの共并同居之もの穢多与申儀、初而承  
驚人候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、  
可申立様無之旨申之候

(附札)

此安兵衛儀、伺之通

急度叱り置可被申候

錦之町濱米屋九兵衛  
支配借屋

柴屋

他国留

安兵衛  
子五拾六歳



(黄紙下ヶ札)

此安兵儀、とよ代判致遣候上者、得与身分をも可相札候処、無其儀穢多とも不存、致代判罷在候段、不束ニ付、急度叱り置可申候哉

右之者吟味仕候処、前書とよ儀夫吉右衛門死失後、引続同借屋ニ致借宅候付、任頼代判致遣候手續、とよ申口与符合仕、別段生所等不相札罷在候処、此度吟味之上同人素性穢多与申儀、初而承驚入候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

(附札)

此利兵衛・九兵衛儀、伺之通  
急度叱り置可被申候

錦之町濱炭屋五郎兵衛  
借屋

大和屋

他国留

利兵衛

子六拾貳歳

住吉社領

摂州住吉郡安立町五丁目

河内屋

他国留

九兵衛

子七拾貳歳

(黄紙下ヶ札)

此利兵衛・九兵衛儀、とよ・利八之身分をも不相札、家請人ニ相立遣候付、穢多共町家ニ致住居候仕儀ニ相成候段、不束ニ付、兩人共急度叱り置可申候哉

(朱書)

「安兵衛」

利兵衛「紺書」  
例

九兵衛「

文化五辰三月松平能登守差図

平賀信濃守懸

一穢多平人ニ混候一件吟味伺書之内

四天王寺領

摂州東成郡天王寺村之内

久保町

大和屋

吉兵衛

右吉兵衛儀、喜兵衛・宇兵衛之身元をも不相札、

家請人ニ相立遣候付、穢多共百姓家ニ致住居候仕

儀相成候段、不束尔付、急度叱り

右例ニ見合、安兵衛外式人共同之通及差図」

右之者共吟味仕候処、前書とよ・利八兩人之請人ニ相立遣候手續、一同申口符合仕候、別段生所等不相札罷

在候処、此度吟味之上、とよ・利八并同居之もの共迄も穢多与申儀初而承、驚入候旨申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

(附札)

此市兵衛外四人儀、伺之通急度叱り置可被申候

錦之町濱

年寄

木屋

他国留

市兵衛  
子六拾貳歳

中濱式町目

年寄

綾井

右同断

太郎左衛門  
子四拾五歳

櫛屋町

年寄

带屋

他国留

彦右衛門  
子七拾五歳

南糸屋町

年寄

三宅

右同断

喜六  
子三拾三歳

住吉社領

撰州住吉郡安立町五町目

年寄

右同断

利兵衛

子五拾貳歳

(黄紙下ケ札)

此市兵衛外四人儀、夫々町内借屋内ニ穢多共入込候を不存罷在候段、兼而改方不行届疎故之儀、不念ニ付、一同急度叱り置可申候哉

(紺書)  
例

享和元酉九月青山下野守差図

水野若狭守懸

一 雇女を致打擲候処病気差重相果、穢多之身分ニ而平人ニ交居候者一件吟味伺書之内

篠山十兵衛御代官所

撰州西成郡今宮村

家主

庄屋

年寄

右家庄庄屋年寄儀、村内ニ穢多入込候を不存罷在

候段、兼而之改方不行届故之儀、不念三付、急度

叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの共吟味仕候処、夫々持場町内ニ穢多共混居候儀、曾而不存罷在候処、此度吟味之上、穢多共借屋借請、又者同家等ニ而致住居候段、初而承驚入候旨申之候得共、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之旨申之候  
右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀、黄紙下ケ札を以相伺申候、以上

子  
十月

小管備後守

6 文政二年 穢多平人ニ混百姓家ニ致住居、其上無宿者江養子之世話致し世話料貰請候一件吟味伺書

(大坂 文政二卯年三月 御仕置伺留) 所収)

(内表紙)

穢多平人ニ混百姓家ニ致住居其上無宿者江養子之世話致し世話料貰請候一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御付札を以被仰渡承知仕候

卯  
三月廿六日

彦坂和泉守

十五(朱書)

穢多平人ニ混百姓家ニ致住居、其上無宿もの江養子之世話致し世話料貰請候一件吟味仕候趣、左之通御座候

嶋田常刀御代官所

摂州東成郡天王寺村

小儀町

井筒屋五郎吉借屋

穢多

播磨屋

(附札)

此清八儀、伺之通入墨

之上大坂三郷払可申付 去寅十一月十八日入半 清 八

候処、穢多之儀ニ付、 卯五拾五歳

入墨之上穢多村年寄江

引渡、相当之仕置申付候

様。被申渡候

〔黄紙下ヶ札〕

此清八儀、素性穢多与申儀押包、平人ニ混致借宅智圓者無宿一夜泊之者与乍承、同人右身分ニ而養育料添候小兒を相養候表向之貫人ニ相成遣候儀、又兵衛任頼承知致し、此もの留守中娘之由ニ而又兵衛儀乳持女を取捨、世話人共江引合セ候儀不存、世話料貰請、其後智圓致欠落、同人女房くら大病之節、又兵衛申合、右小兒之養育引請、猶又養料錢調達之上、実親并世話人共江も内証ニ而非人番藤兵衛江右小兒差遣、既当村藤兵衛・くら儀も行衛不相知、右小兒之生死不相知候始末、又兵衛重モ立取計候儀与者乍申、不届ニ候得共、養料銀掠取候巧与者不相聞候付、入墨之上大坂。郷弘可申付処、穢多之儀ニ付、入墨之上穢多村年寄江引渡、相当之仕置申付候様可申渡候哉

〔緋書〕

「入墨之見合

例

文政元寅五月差函

荒尾但馬守懸

一穢多平人ニ混、町家ニ致住居候もの一件吟味伺書

之内

嶋田帶刀御代官所

撰州東成郡天王寺村

堀越町百姓又兵衛

借屋

伏見屋

清兵衛

右清兵衛儀、穢多之身分ニ而素性押包、平人ニ混、

町家ニ住居いたし候段、不届ニ付、入墨申付候上、

当表穢多年寄江引渡

一奉行差出候例書左之通」

類例書

彦坂和泉守

〔朱書〕

「清八類例」

京都八坂上町

大坂屋

利兵衛

右利兵衛儀、藤兵衛一夜泊ニ而身過いたし候者与乍

承、慥成貫人之由申偽、親元之養料金式両壹分

式朱請取、小兒二者纒錢五貫文差添遣、口次九兵

衛江も世話料銭貳百文遣、余者一己ニ掠取、既藤兵衛儀一旦養候得共、身貧ニ而育ニ方差話、右小兒を捨候及時宜ニ候段、不届至極ニ候得共、最初ハ捨子致し候申合を以養料銀掠取候儀与者不相聞候付、遠嶋

(朱書)

〔右者文化ニ丑年十二月佐久間備後守勤役中、其節之御城代阿部播磨守殿江相伺候上落着〕

右同断

摂州天王寺村土塔町

百姓

善次郎

同人女房

はつ

右善次郎・はつ儀、諸国巡礼ニ罷出候旨、穢多頭江届置、素性之儀相包、百姓家ニ致住居候段、不届ニ付、善次郎者入墨申付、はつ者急度叱置可申處、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、はつ者相当之咎申付候様申渡

大坂町奉行吟味何書の考察(三)

(朱書)

〔右者文化五辰年三月平賀信濃守勤役中之節之御城代松平能登守殿江相伺候上落着〕

此度之清八儀、無宿もの江貫請候小兒之貰人ニ相成、其上智圓欠落いたし候節、小兒取戻、養料銭差添候儀与者乍申、非人番等江遣候段、旁不届ニ御座候得共、又兵衛重立取計候趣ニ相聞、養料銀可掠取申合を以いたし候儀共不相聞候付、本文類例ハ一段輕ク見込、乍併穢多之身分ニ而平人ニ混候廉も御座候付、式例ニ見競を以黄紙之通相伺候儀ニ御座候

(紺書)

〔文化十四丑四月十六日差函〕

彦坂和泉守懸

困窮を為可□養育料見込、養子・養女等いたし、一煩候節医師にも不掛、追々病死いたし候一件、吟味何書之内

嶋田帯刀御代官所

摂州東成郡北平野町

五丁目

紙屋権兵衛借屋

木屋

七七

儀兵衛

右儀兵衛儀、養育料を添、養子貫請候後、困窮ニ  
而往々迄之養育無心元存候迎、右養育錢遣、残之  
錢差添、実親江も不掛合、又々養子ニ差遣、其上  
直右衛門儀乳呑子有之、困窮之上ニ又候小兒を貫  
ひ度相望候者、養育料之見込而已候処、其儀も不  
顧、養女之致世話、世話料貫請、既右小兒無間も  
相煩、医師も不掛、致病死候仕儀ニ至候段、旁  
不実取計、不届ニ付、所払

右奉行類例差出候付、得与勘弁いたし、尚又取調候処、  
利兵衛者養料金掠取候儀ニ付、此度之清八江者難見合、  
儀兵衛類例も有之候間、右儀兵衛類例相下ケ、今一応  
勘弁候様相達候処、則左之通申出候

手覚

穢多平人ニ混、百性家ニ住居いたし、其上無宿も  
の江養子之致世話、世話料貫請候一件吟味伺書之

内御見合ニ差上候清八類例、利兵衛儀者養料銀掠  
取、自己ニ遣捨候段者格別品不宜、此度之清八儀者  
利欲而已いたし候訳共不相聞候付、類例御下ケ之  
上、今一応勘弁仕可申上旨被仰渡承知仕候、則見  
込之趣、別紙を以申上候、依之黄紙引替候様仕度  
奉存候事

類例

(朱書)  
「清八類例」

撰州北平野町五丁目

木屋

儀兵衛

右儀兵衛儀、養育料を添、養子貫請候後、困窮ニ  
而往々迄之養育無心元存候迎、右養育錢遣、残之  
錢差添、実親江も不掛合、又々養子ニ差遣、其上  
直右衛門儀乳呑子有之、困窮之上ニ又候小兒を貫

度相望候者、養育料之見込而已候処、其儀も不顧、

養女之致世話、世話料貫請、既右小兒無間も相煩、

医師ニも不掛、致病死候仕儀ニ至候段、実旁不届之

取計、不届ニ付、所払

(朱書)

「右者文化十四丑年四月相伺候上落着

右同断」

御池通五丁目

和泉屋

喜 八

右喜八儀、養女育方ニおゐてハ紛敷儀不相聞候得

共、養料銀可貫請ため、宗吉当座之存付ニて申進

メ候迎、同人女房を頼、此者女房之旨申偽、由右

衛門ハ小兒貫請候段、不届ニ付、入墨之上撰河兩

国払可申。付哉与相伺候処、依御差函、入墨之上大

坂三郷払

(朱書)

「右者寛政九巳年十二月山口丹波守勤役中、其節之御

城代牧野備前守殿江相伺候上落着

右同断」

摂州天王寺村土塔町

百姓

善次郎

同人女房

は つ

右善次郎・はつ儀、諸国巡礼ニ罷出候旨、穢多頭

江届置、素性之儀相包、百姓家ニ住居いたし候段、

不届ニ付、善次郎者入墨申付、はつ者急度叱置可

申処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、は

つ者相当之咎申付候様申渡

(朱書)

「右者文化五辰年三月平賀信濃守勤役中、其節之御城

代松平能登守殿江相伺候上落着

此度之清八儀、実親并世話人共江も内証ニ而非人番

藤兵衛江遣候廉者儀兵衛例ニ見合候得者所払并穢多

平人ニ混候廉者善次郎例ニ見合候得者入墨、且偽之

儀ニ致同意候廉者喜八例ニ似寄候得共、喜八者養育

料銀可貫ため偽之取計有之、此度之清八者利欲而已

二致し候訳ニ者不相聞候付、喜八の一段軽ク入墨を  
除、大坂三郷弘与見込候処、穢多之身分ニ而平人ニ  
混候廉も御座候儀ニ付、彼是三例見競を以、入墨  
之上大坂三郷弘ニ而相当可仕哉与奉存候事」

右奉行再応取調、類例差出、見込之趣も相当ニ付、黄  
紙引替、入墨之上大坂三郷弘与及差図

右之者吟味仕候処、生国紀州國分村穢多物兵衛悴ニ而  
両親相果、親類共も無之候付、式拾四五年以前身上相  
仕廻、無宿ニ相成、所々穢多村ニ日雇働いたし罷在候  
得共、何卒百姓家住居いたし度存候付、去寅六月日不  
覚、兼而知人当時同町木屋又兵衛江穢多素性を明、相  
頼候処引受呉、此もの素性之儀者押包、同人口次を以、  
同村中小路町紀伊國屋伊兵衛家請人ニ相立貰、又兵衛  
同町井筒屋五郎吉借屋借り受、致住居罷在候処、同七  
月日不覚、又兵衛儀此もの江申聞候上、長町七丁目木  
賃宿炭屋惣右衛門方ニ一夜泊致し罷在候無宿智圓儀、  
同人女房くらニ出生之男子有之候処、無聞も致病死、乳  
も沢山ニ付、相応之養子いたし度由ニ候処、無宿さき并

西高津新地式丁目淀屋六兵衛母さわ兩人世話ニ而撰州  
難波村伊勢屋惣兵衛方当歳之悴安次郎与申ものニ養育  
料銀百目添、何方江成共一生不通養子ニ遣度趣申来、幸  
之儀ニ候得とも、智圓者無宿ものニ付、貰受候難致相  
談、何卒此もの貰人ニ相成呉候様相頼、諸事又兵衛引  
受候趣ニ申之、同人者格別懇意之儀ニ付、無拗承知之趣  
申答置候後、右貰受け之相談相整、同月下旬日不覚、  
此もの留守中右小兒ニ養育料銀百目差添、右世話人共  
今又兵衛江請取、直ニ智圓方江差遣、無滞相濟候由ニ而  
為世話料錢五百文又兵衛今貰請遣捨候処、同九月上旬  
智圓儀女房くら并貰請候小兒を捨置、欠落いたし、右  
くらも其節大病ニ而難渋之由相聞候付、又兵衛并此もの  
今くら江掛合、小兒を此もの方江引取遣候得共、困窮ニ  
而養育も難相成、当惑之余、又兵衛取計を以、実親并  
世話人共江も不申聞、内証ニ而此もの同村之内野小屋ニ  
罷在候非人番藤兵衛女房ニ乳も沢山有之、相望候由ニ  
而、又兵衛此もの兩人今錢四貫文調達いたし、養育料  
ニ差添、右小兒差遣候処、吟味相成、世話人共小兒ニ



養育料差添、連來候節、此もの留守中又兵衛儀乳持女を此もの娘之由取捨、世話人共江も引合候儀、初而承并此者穢多素性之儀も相顕、恐入候段申之候付

(朱書)

「右又兵衛・智圓・くら・藤兵衛并同人女房一同致欠落、行衛不相知候付、尋并召捕候手当申付置候、尤藤兵衛儀小兒召連、致欠落候儀ニ付、右小兒生死相知不申候付、猶智圓一夜泊之宿屋又者藤兵衛罷在候野小屋最寄之風聞為相探候処、実者智圓一旦貰請相養、同人欠落後、女房くら大病ニ而又兵衛・清八申合、取戻、改藤兵衛江差遣候儀ニ無相違、相聞申候」  
実者養育料銀可掠取巧ニ而、又兵衛馴合、小兒貰請、又捨いたし、右鉢申陳候儀ニ可有之旨、察度申聞、重々嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

(附札)

無宿

此さき儀、伺之通大坂 去寅十一月十八日入半さ き

三郷弘可被申付候

卯六拾四歳

(黄紙下ヶ札)

此さき儀、智圓者無宿一夜泊之者号申儀乍存、養子之世話いたし、又兵衛差図与者乍申、智圓育候儀者押包、清八方江貰請候趣、さわを申□、世話いたし、其上清八娘之由ニ而又兵衛分さわ江引合七候女を不審之儀与乍心付、其訊も不承札、又兵衛取計ニ随ひ罷在、世話料錢貰請候段、不届ニ候得共、養料銀掠取候巧与者不相聞候付、大坂三郷弘可申付候哉

一奉行差出候例書左之通

(朱書)

「さき類例」

田嶋町

和泉屋庄兵衛女房

とよ

右とよ儀、喜八当座之存付与者乍申、宗吉女房を喜八女房之由俱々申偽、由右衛門分喜八江為致養女世話料銀貰請候段、不届ニ付、大坂三郷弘可申付哉之旨、相伺候処、依御差図所払

(朱書)

「右者寛政九巳年十二月山口丹波守勤役中、其節之御城代牧野備前守江相伺候上落着

此度之さき儀者偽之儀ニ致同意候上、無宿者江養子之致世話候段、品悪敷相見候付、本文類例の一重ク黄紙之通相伺候儀ニ御座候」

右奉行差出候類例見合候処、見込之通、品悪敷相見候付、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、前書六兵衛母さわ与者兼而心易いたし候処、同人儀惣兵衛悴安次郎ニ養育料銀差添、養子ニ遣度、貰先聞繕之儀被頼居候由、さわ及噂候処、其以前智圓義同人女房くらニ乳も沢山ニ有之候付、養育料添候養子いたし度候得共、無宿之身分ニ付、相談出来間敷候間、養育料之内ニ而世話料致配分、表面之貰人ニ相成呉候もの有之候ハ、世話いたし呉候様相頼候儀有之、右養子之儀者幸与存候得共、貰人ニ相成遣候者之儀心当無之候付、又兵衛儀も兼而懇意之儀ニ付、及相談候処、致勘弁候上、清八を貰人ニ相頼可申候間、惣兵衛・さわ江者智圓内証ニ而貰請候儀ハ押包、清八貰度旨相届候由、申偽置候様、又兵衛任差図、清八方江貰請度旨、さわ江及相談候処、惣兵衛者其節殊之外多用ニ

而、万事さわ引請候由ニ而、弥清八江貰請候与之儀、さわ与相談相整、右小兒ニ養育料銀百目差添、惣兵衛方分さわ江請取、小兒を抱、清八方江向ケ罷越候付、此もの致案内參候処、折節又兵衛參合、清八者留守ニ候得共、同人娘之由ニ而年頃式拾七八歳計之乳沢山ニ有之女をさわ江引合、又兵衛儀も右世話人之由申、

〔朱書〕

「右女名所相知不申候付、召捕候手当申付置候」

万事又兵衛応対之上、小兒并養育料銀共又兵衛請取、さわ者罷歸候後、清八娘与申立候女も又兵衛ニ応対之上罷歸候付、如何敷者存候得共、又兵衛諸事引請居候儀ニまかせ、同人同道ニ而右小兒者此もの抱、智圓泊合居候宿屋江罷越、養育料之儀者さわ分請取候包之儘、又兵衛分智圓夫婦之もの江相渡、其後此もの江者為世話料錢八百文、又兵衛分貰受、当座ニ遣捨候由申之候付、前書清八同事察度申聞、重々嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

(附札)

此さわ儀、伺之通世話料銀取上、急度叱り置可被申候

西高津新地式丁目  
河内屋長右衛門  
借屋淀屋六兵衛

所預

母  
さわ  
卯七拾壹歳

(黄紙下ヶ札)

此さわ儀、又兵衛・清八・さき・智圓等ニ馴合候儀与者不相聞候得共、惣兵衛ニ被頼、諸事引請、小兒を清八方江養子ニ遣シ候、致世話候上者乳持、其外清八家内身元等之儀篤与相礼候上、相談可取極処、無其儀さき与之申談迄ニ而養育料并小兒共請取、清八方江連行候節、同人者留守中ニ而居合セ候又兵衛も諸事引請候世話人之由ニ而、清八娘与申立、引合候乳持女を取拵候偽ニも不心付、匱忽ニ右小兒并養料銀共相渡、世話料貰請候段、旁不束ニ付、世話料銀取上、急度叱り置可申候哉

(紺書)

〔前書儀兵衛一件之内〕

前書

北平野町五丁目

紙屋権兵衛借屋

河内屋

新 藏

大坂町奉行吟味伺書の考察(三)

外 七 人

右新藏外七人儀、直右衛門・かな・かる・分藏・とみ・木屋儀兵衛・藤兵衛・みよ・万屋儀兵衛・りゑニ馴合候儀者無之候共、直右衛門始同借屋之もの共追々養育料添候養子養女等を望、或乳呑子有之上江小兒相養ひ、又者貰ひ乳之心当而已ニ而相養ひ候儀ニ付、養育之様子篤与心を付可申処、卒忽ニ世話いたし、養育料之内銘々世話料貰請、既右小兒之内多分相果、病中医師ニも不掛候仕儀ニ至、殊ニ嘉兵衛者御構場江立入候段、不届ニ付、新藏外六人者世話料取上、急度叱置、嘉兵衛儀存命ニ候ハ、撰河内国扱

右新藏外六人ニ見合、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、惣兵衛ニ被頼、同人倅安次郎ニ養育料銀差添、さき仲人を以清八方江養子ニ遣候、致世話候手續申口符合仕、惣兵衛今者諸事此もの江担任、世話相頼候付、右貴人并外世話人共江者惣兵衛多用之由申聞、此もの及相談、取極、小兒を清八方江向ヶ抱

罷越、養育料銀も惣兵衛の渡候包之儘致持參候処、清八留守之由ニ而居合候又兵衛応対いたし、同人もさき同様世話人之由申、清八娘を引合、乳も沢山ニ相見候付、致安心、右小児并養育料銀共相渡罷帰、其段惣兵衛江申聞候儀ニ而、其後為世話料銀拾匁又兵衛の貫請、当座ニ遣捨候処、吟味相成、前書之次第初而承驚入候段申之候

(朱書)

「右惣兵衛相糺候処、さわ相頼、悴安次郎ニ養育料を添、一生不通之養子ニ差遣候手続申口符合仕、此もの者折節多用ニ付、諸事さわニ為任置、実々清八貫請候儀ニ而身元も慥成方江遣候儀与存居候処、吟味之上本文之次第初而承、驚入候段申之候」

実者世話料ニ迷、前書之もの共馴合候儀ニ可有之旨、重々吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

嶋田帯刀御代官所

摂州東成郡天王寺村

中小路町

(附札)

此伊兵衛儀、伺之通急度叱り置可被申候

百姓嘉左衛門借屋

紀伊國屋

伊兵衛

卯六拾歳

(黄紙下ケ札)

此伊兵衛儀、清八穢多与申儀不心付□□請人ニ相立候段、不行届取計、不念ニ付、急度叱り置可申候哉

(紺書) 例

堺奉行

文化十三年十一月差函

小菅備後守懸

一穢多之身分ニ而町家致住居候者一件吟味伺書之内

錦之町浜炭屋五郎兵衛

借屋

大和屋

利兵衛

住吉社領

摂州住吉郡安立町五丁目

河内屋

九兵衛

右利兵衛・九兵衛儀、とよ・利八之身分をも不相

札、請人ニ相立遣候付、穢多共町家ニ致住居候仕

儀ニ相成候段、不束ニ付、兩人共急度叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之者吟味仕候処、前書又兵衛ニ被頼、清八家請人ニ相立候手續申口符合仕、同人身分穢多与申儀、曾而不存、吟味之上初而承、驚人候段申之候付、実者穢多与申儀乍存、謝礼等貴請、馴合候儀ニ可有之旨、吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

前書

播磨屋清八家主

井筒屋

五郎吉

卯式拾壹歳

并

庄屋

(附札)

此五郎吉・庄屋儀、伺之通急度叱置可被申候

(黄紙下ヶ札)

此五郎吉・庄屋儀、村方借屋内ニ穢多致住居候を不存罷在候段、兼而改方不行届故之儀、不念ニ付、急度叱置可申候哉

(紺書)

前書清兵衛一件之内

前書天王寺村堀越町

百姓

又兵衛

并

庄屋

年寄

前書安立町壱丁目

多川屋

しつ

并

年寄

右又兵衛・しつ・庄屋・年寄共儀、右又兵衛・しつ、借屋住居いたし候清兵衛・万吉身分穢多与申儀、不存罷在候段、兼而改方不行届故之儀、不念ニ付、又兵衛・しつ、庄屋并しつ町年寄者急度叱り、又兵衛村方年寄者叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之もの共、吟味仕候処、前書伊兵衛を家請ニ取、五

郎吉借屋を清八ニ貸遣候手續一同申口符合仕、清八素性穢多与申儀、曾而不存、吟味之上承、驚入候段申之候付、右始末不念之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「右小儀町年寄病死いたし、未跡役之者<sup>○相</sup>極不申候

付、年寄役之不念御咎者相伺不申候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀、黄紙下ケ札を以相伺申候、以上

卯

二月

彦坂和泉守

## 解説

本稿では前号に続いて、東京大学法学部法制史資料室蔵の大坂町奉行吟味伺書・堺奉行吟味伺書（合わせて四点）と静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」に含まれる大坂町奉行吟味伺書・堺奉行吟味伺書（合わせて六点を翻刻している。前者については、すでに拙稿（「大坂町奉行吟味伺書の考察（一）」解説）で触れているので、ここでは、後者について述べたい。

一 静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」について  
静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」（全六〇冊）は、高崎藩大河内松平家旧蔵の裁判記録である。本史料は、大坂城代を務めた大河内松平家第五代当主松平輝和と第六代当主松平輝延が、その在任期間中に関わった大坂町奉行並びに堺奉行の吟味伺書（御仕置伺書）の写を綴じ合わせ編集したものと考えられる。各冊子の題簽には「大坂都督所務類纂」と記され、小口書には、た

とえば「大阪寛政十一未九月十月御仕置伺留」（史料四一〇）などと記されている。大坂城代は両奉行の吟味伺に対して指図する立場にあったが、事案によっては江戸の老中に進達して下知を受けた。したがって、そのなかには「大阪寛政十一未從四月同十二申至二月江戸上り御仕置伺留」（史料四一一）と称するものも含まれている。

東京大学法学部法制史資料室蔵の大坂町奉行吟味伺書には、大坂町奉行が擬律、刑の量定にあたって参考とした先例（「例書」）を伺書の末尾に綴じ込んだものがある（史料二一六、二一七）。

これに対して、「大坂都督所務類纂」に含まれる吟味伺書（御仕置伺書）写には、大坂城代が、指図に当たって参考とした「御定」、「先例」、「類例」が書き込まれている（本稿で「紺書」と記した箇所）。これまで紹介されてきた大坂町奉行吟味伺書（控）―大坂町奉行所もしくは同与力旧蔵文書と推察される―では、城代の下知の内容（附札）に記されている）は知り得たが、その根

扱は明らかではなかった。その意味では、本史料はこれまで知られていなかった大坂城代による判決決定の事情を窺うことのできる貴重な記録といえることができる。

なお、その収録期間は、寛政九年（一七九七）から同十一年（一七九九）、文化十二年（一八一五）から文政四年（一八二二）に及ぶ。

## 二 平人と被差別民との婚姻・雇用・混住をめぐる裁判記録

本稿では、「大坂都督所務類纂」に含まれる吟味伺書（御仕置伺書）のなかから、平人と被差別民との婚姻・雇用・混住をめぐる裁判記録（史料四―1―4―6）を紹介している。身分違いの婚姻は、雇用・混住の問題とも関わるが、身分違いの婚姻の観点から裁判記録を通じてように三つの場合に分けることができる。

（1）平人身分の男性が、被差別身分の女性と承知の上で婚姻した場合

① 百姓幸七が穢多身分きちと夫婦になった事例  
（史料四―1 寛政十一年 平人之身分ニ而穢多致女房、穢多共奉公口入いたし候一件御仕置伺書）

② 京屋太吉が穢多身分いさと夫婦になった事例  
（史料四―2 寛政十一年 盗賊取逃かたり御構之場所江立入、穢多平人ニ交候者共御仕置伺書）

③ 穢多身分とみが百姓傳兵衛の妾になった事例  
（史料四―3 文政二年 穢多平人ニ混候一件吟味伺書）

（2）被差別身分の男性が、身分を隠して平人身分の女性と婚姻した場合

④ 穢多身分万吉が平人さよと夫婦になった事例  
（史料四―4 文政元年 穢多平人ニ混、町家ニ致住居候もの一件吟味伺書）

（3）被差別身分の女性が、身分を隠して平人身分の男性と婚姻した場合

⑤ 穢多身分とよが無宿利兵衛と夫婦になった事例  
⑥ 穢多身分とよ養女でてるが大坂屋庄兵衛と夫婦に



なった事例

⑦穢多身分すへが和泉新兵衛と夫婦になった事例

(史料四一五 文化十三年 穢多之身分ニ而町家住居い

たし候もの一件吟味何書)

以上の事例については、別稿で検討している<sup>3)</sup>ので、ここでは「身分違いの婚姻事例一覧」(表一)を掲げると、つぎのことが指摘できる。

まず、奉行所における吟味では、相手の身分を承知の上で夫婦になったのか、それともそうとは知らずに夫婦なったのかということが問題とされる。

事例①、②、③は、平人男性が相手の身分(素性)を承知の上で、夫婦になったため、非人手下とされている。

これに対して、事例⑦は、平人男性が相手の身分・生所を糺すべきところ、糺すことなく穢多身分と知らずに夫婦になったことは、不束につき、過料三貫文の刑罰を受けている。なお、事例⑥は、相手の穢多身分平野屋とよ養女である実父善七居所も相知り難き上は、

てる素性も相分り難く、いづれにも夫婦になったことは不束につき、平人男性は過料三貫文を申付けられている。

事例④は、被差別身分の男性が、相手女性が平人と知りながら、自分の素性を隠して夫婦になった場合である。男性は、不届きにつき人墨の上、当表穢多村年寄へ引渡されている。それに対して、平人女性は、相手の身の上も承るべきところ、承ることなく穢多身分であるとも知らずに夫婦になったことは不束につき、急度叱りを申付けられている。ただし、何書によれば、女性は自分が伊賀名張藤堂宮内家中引田庄左衛門娘であることを男性に伝えていたにもかかわらず、男性は女性に自分は京都出生であると偽っていたとのことである。

つぎに、いづれの場合も女性は男性に比べると、その刑罰は軽いという特徴がある。

事例②、③、⑤の被差別身分の女性は、何れも相手平人であることを承知の上で夫婦になっているが、

夫婦になった年月	相手の身分を承知・不承知	召捕られた年月	召捕られたきっかけ	判決申渡年月	判決
寛政7年 (1795)	承知	寛政10年 (1798) 9月	風聞	寛政11年 (1799) 8月	敵之上非人手下
	承知				三十日手鎖（相当の咎）
寛政11年 (1799) 3月	承知	寛政11年 (1799) 9月	太吉、いさの親元に一両日逗留。	寛政11年 (1799) 10月	非人手下
	承知				急度叱り（相当の咎）
文政元年 (1818) 春	承知	文政2年 (1819)	不詳	文政2年 (1819) 11月	非人手下
	承知				急度叱り（相当の咎）
文化6年 (1809)	承知	文政元年 (1818) 2月	風聞	文政元年 (1818) 5月	入墨
	不承知				急度叱り
不詳	不承知	文化12年 (1815) 4月病死	風聞	文化13年 (1816) 11月	
	承知	文化13年 (1816) 5月			急度叱り（相当の咎）
不詳	不承知	文化13年 (1816) 5月	風聞	文化13年 (1816) 11月	過料三貫文
	承知	家出、 行衛知れず			
不詳	不承知	文化13年 (1816) 5月	風聞	文化13年 (1816) 11月	過料三貫文
	承知	家出、 行衛知れず			

表 1 身分違いの婚姻事例一覧

	夫婦	生国	身分	名前	召捕時の年齢	出会った年月	出会ったきっかけ
1	夫	摂津国	平人	幸七	44歳	寛政4年 (1792)	きちが、摂津国新庄村近辺で日雇い働きをしていた。
	妻	丹波国	被差別民	きち	25歳		
2	夫	摂津国	平人	京屋太吉	35歳	寛政11年 (1799) 3月	いさが、導引渡世宗女の斡旋により、太吉方で日雇い奉公をしていた。
	妻	摂津国	被差別民	いさ	28歳		
3	夫	摂津国	平人	傳兵衛	46歳	文化8年 (1811) 3月	とみは文化8年より傳兵衛方で拾ヶ年季下女奉公をしているうち、文政元年春に傳兵衛の妾となる。文政2年3月中旬一子出生後、素性を明かす。
	妾	摂津国	被差別民	とみ	34歳		
4	夫	摂津国	被差別民	万吉	38歳	文化4年 (1807)	万吉、文化4年から和州辺で髪結日雇い中、さよと密通に及び、文化6年連れて帰る。
	妻	伊賀国	平人	さよ	42歳		
5	夫	不詳	平人	無宿利兵衛改め平野屋吉右衛門	不詳	明和6年 (1769)	とよ、大坂表へ罷越し、無宿利兵衛と密通致す。
	妻	備中国	被差別民	平野屋とよ	67歳		
6	夫	和泉国	平人	大坂屋庄兵衛	30歳	不詳	庄兵衛、てるを女房に貰いたいと申し出る。
	妻	和泉国	被差別民カ	平野屋とよ養女・てる	不詳		
7	夫	和泉国	平人	和泉屋新兵衛	39歳	不詳	新兵衛、すへを女房に貰いたいと申し出る。
	妻	安芸国	被差別民	平野屋とよ悻利右衛門女房るり姉・すへ	不詳		

急度叱りを申付けるべきところ、穢多の儀につき、穢多村年寄へ引渡し、相当の咎めを申付けるべき旨申渡されている。これに対して、事例④では被差別身分の男性は入墨刑を受けている。ただし、後述するように相手が被差別民であることを承知の上で、密通した場合と夫婦になった場合は、平人は男女の別なく非人手下とされる。

### 三 江戸幕府裁判における先例主義

さきに触れた事例①では、大坂町奉行何が大坂城代から老中に進達され、評定所評議の通り、老中から御仕置が命じられている。『御仕置例類集』(古類集) 式拾五之帳、密通之部、「二九〇九、摂州下新庄村幸七儀穢多を女房ニいたし候一件」によれば、評定所は、安永二巳年(一七七三)に評議した例(大坂町奉行何)を本件の先例として<sup>④</sup>いることがわかる。

この安永二年の例は、『御仕置例類集』(古類集) 式拾三之帳、女之部に「髪を切候一件」として収められて

いる。<sup>⑤</sup>

一八〇八 明和九辰年(一七七二) 御渡

大坂町奉行何

一 髪を切候一件、

石原清左衛門御代官所

摂州豊嶋郡池田村

多田屋彦右衛門借屋

神田屋市郎兵衛同

家娘

とよ

右之もの儀、不埒之筋相聞不申候間、無構、村預差免、

此儀、百姓之娘ニて、番非人と一旦、致密通候段、不届ニ御座候間、差当り例ハ不相見候得共、

非人手下、

(朱書)

評議之通済

すなわち、番非人と密通した百姓の娘について、大

坂町奉行は、不埒の筋は聞かないので、構いなし、村預けとして、ゆるすべきかと伺ったのに対して、評定所は、不届きであり、差当り例は見当たらないが、非人手下とすると評議し、老中はその評議のとおり命じている。おそらく、大坂町奉行所においても、番非人と平人との密通に関する先例が見当たらなかったため、江戸へ伺ったものと考えられる。

この例については、『公事方御定書下巻』四十八密通御仕置之事のつぎの規定が参考となる。<sup>6)</sup>

従前々之例

夫無之女と密通いたし、誘引出 女ハ為相婦、  
一 候もの 男ハ手鎖、

したがって、相手男性（番非人）は、夫のいない女性を誘い出して密通に及んだという「不埒の筋」があったのに対して、とよには「不埒の筋」はなかったというのが、大坂町奉行の見解であったと考えられる。これに対して、評定所は、平人身分と被差別身分との密通を身分秩序の否定を意味する不届きな行為と認定した

ものと考えられる。評定所において、百姓の娘が相手の身分（番非人）を承知していたことを判断基準としたかどうかはわからない。ただし、百姓の娘とよは、相手が池田村あるいは近隣の番非人であれば、その身分を承知していたものと推察される。<sup>7)</sup>

事例①において、平人が相手の身分（被差別身分）を承知の上で―その行為が身分秩序の否定を意味することを承知の上で―、密通あるいは夫婦になった場合は、男女の別なく穢多身分に身分をおとすという幕府の方針が明示されたものと考えられる。事例②によれば、大坂城代は、事例①を「類例」として引用し、大坂町奉行の伺の通り差図している。したがって、同種の事案（事例③から⑦）について、これ以降は江戸に伺うことなく、差図している。

江戸幕府の裁判は、判決原案を上級機関に進達して、その決裁を受けるといふ行政的な性格を有していた。幕府は、全国から江戸に上がってきた事案を通じて裁判の準則の統一を図ることができたといわれているが、

今回紹介した「大坂都督所務類纂」によって、その事情をより具体的に明らかにすることができると思われる。

- (1) 寛延三年(一七五〇) 生れ、寛政一二年(一八〇〇) 歿。大河内松平家第四代松平輝高の次男。兄・輝行の死去により、安永四年(一七七五) 嫡子となる。寺社奉行(天明四年―寛政一〇年)、大坂城代(寛政一〇年―寛政一二年)。『新訂寛政重修諸家譜』第五(統群書類従完成会、一九六四年)、『高崎市史』第三卷(高崎市、一九六八年)、『三百藩藩主人名事典』第一卷(新人物往来社、一九八六年) による。
- (2) 安永五年(一七七六) 生れ、文政八年(一八二五) 歿。大河内松平家第四代松平輝高の三男。天明八年(一七八八) 兄・輝和の養子となる。寺社奉行(享和二年―文化一二年)、大坂城代(文化一二年―文政五年)、老中(文政六年―文政八年)。
- (3) 藤原有和「平人と被差別民との婚姻・雇用をめぐる裁判について―大坂町奉行吟味伺書の考察―」(寺木伸明・藪田貫編著『近世大坂の被差別民社会』清文堂出版、二〇一三年六月刊行予定)。
- (4) 『御仕置例類集』古類集四(名著出版、一九七一年)。
- (5) 『御仕置例類集』古類集四(名著出版、一九七一年)。
- (6) 『徳川禁令考』別巻(創文社、一九六一年)。
- (7) なお、家主の多田屋彦右衛門は酒蔵家であった(『新修池田市史』第二卷近世編、一九九九年、二〇三、二〇五頁)。「伊居太神社日記」の宝暦十三年(一七六三)十一月六日、十二月十六日、同十四年二月六日、四月三日の条に寄合参加者として「多田ヤ彦右エ門」の名前が記されている(『池田市史』史料編②伊居太神社日記(上巻)一九六八年、七五六頁以下)。